

「日本再興戦略」等を踏まえた 特許行政の課題と取組みについて

2013年9月11日

特 許 庁

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化
2. 中小企業・地域への支援措置
3. グローバル展開・制度調和
4. 特許出願技術動向調査
国際的・戦略的な知財人材の育成
特許庁業務・システム最適化計画

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

I. 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

- 平成14年、我が国の産業競争力低下への懸念や知的創造サイクルの確立の必要性等から、知的財産をもとに製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり(「知的財産立国」)を実現するため、①創造戦略、②保護戦略、③活用戦略、④人的基盤の充実からなる「知的財産戦略大綱」を策定。
- 同年、知的財産立国に向けた基本的方向を定める「知的財産基本法」を制定。同法においては、知的創造サイクルの活性を国家目標(基本方針)として確立するとともに、「知的財産戦略大綱」に基づく具体的行動計画の策定を政府に義務付けた。

「知的財産戦略大綱」のポイント

現状・課題

- 我が国の産業競争力の低下への懸念
- 知的創造サイクルの確立の必要性

実現に向けた戦略

(1) 創造戦略

(2) 保護戦略

(3) 活用戦略

(4) 人的基盤の充実

知財立国の実現

知的財産をもとに、製品・サービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくりを実現。

「知的財産基本法」のポイント

規定内容

- 知的創造サイクルの活性化という国家目標(基本方針)確立
- 「知的財産戦略本部」の設置
- 「知的財産戦略計画」の策定

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進

企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理など

2. 知的財産の保護の強化

迅速かつ的確な審査・審判
国際的な制度調和と協力の推進など

3. 知的財産の活用の促進

企業における戦略的な知的財産の活用

4. 人的基盤の充実

専門人材の養成

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化

2. 中小企業・地域への支援措置

3. グローバル展開・制度調和

4. 特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成

特許庁業務・システム最適化計画

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

Ⅱ-1.1 審査の迅速化に関する中・長期目標

- 知的財産基本法第14条(権利の付与の迅速化等)を踏まえ、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現を目指し、様々な取組みを展開。
- また、「知的財産推進計画2004」において、審査順番待ち期間の短縮のための具体的な中・長期目標を設定。

世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現するための取組

特許審査迅速化・効率化のための行動計画

平成18年1月17日 特許審査迅速化・効率化推進本部決定

1. 審査当局による取組

- (1) 審査能力の強化(審査時間の拡大、任期付審査官の確保)
- (2) 先行技術調査の民間外注の規模拡大、効率化
- (3) 外国特許庁との協力(特許審査ハイウェイ)

2. 産業界等による取組

- (1) 出願人の出願・審査請求の厳選と行動計画の策定
 - ① 世界的視野での出願戦略[グローバル出願3割]
 - ② 出願内容の事前チェックの徹底[黒星2割カット]
 - ③ 一元的な社内責任者(Chief Patent Officer, CPO)の設置
 - ④ 出願・審査請求後の見直し、取下げ
- (2) 代理人(弁理士)の協力

3. 産業界・弁理士(会)の取組への支援

- (1) 民間の先行技術調査能力向上(研修、電子検索機能向上)
- (2) 審査請求料返還制度利用の拡充
- (3) 主要企業・代理人の特許取得状況等の情報提供

4. 中小企業に対する配慮

- (1) 中小企業向け特例措置の一層の活用
 - ① 早期審査制度の周知の徹底(100万部のパンフレットを配布)
 - ② 先行技術調査に対する全額補助制度の利用を抜本的に拡大
- (2) 具体的支援策
 - ① 「知財駆け込み寺」の設置
 - ② 中小企業向け相談会の倍増(4000回以上)

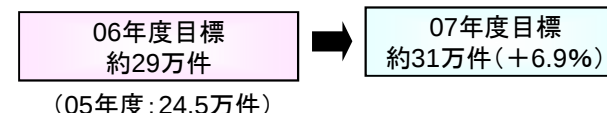
イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007 (AMARIプラン2007)

平成19年1月25日
特許審査迅速化・効率化推進本部決定

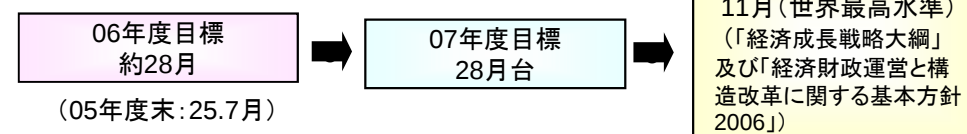
特許審査迅速化・効率化に係る数値目標の点検・改定

(1) 特許審査迅速化に係る目標

① 一次審査件数

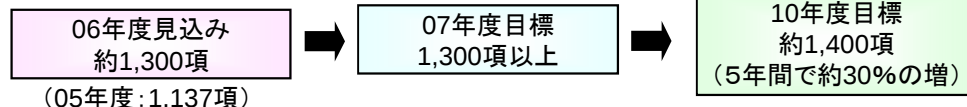


② 審査順番待ち期間



(2) 特許審査効率化に係る目標

① 審査官一人当たりの年間処理件数(請求項ベース)



推進計画で定められた審査順番待ち期間に関する中・長期目標

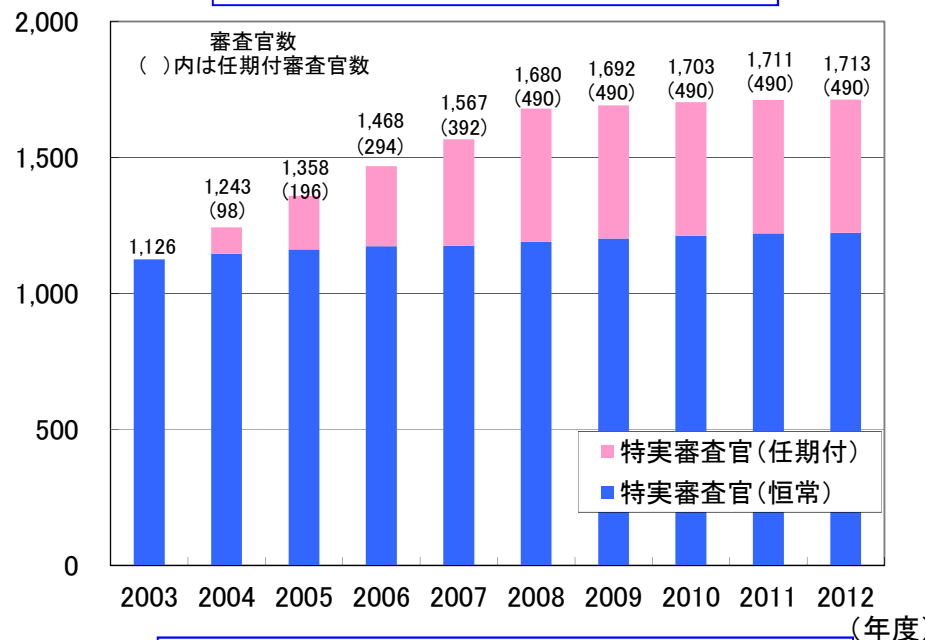
- 中期目標 2008年 審査待ち期間 29ヶ月台
- 長期目標 2013年度 審査待ち期間 11ヶ月

Ⅱ-1.2 迅速かつ的確な審査に向けた取組み①～人的基盤・外注拡大～

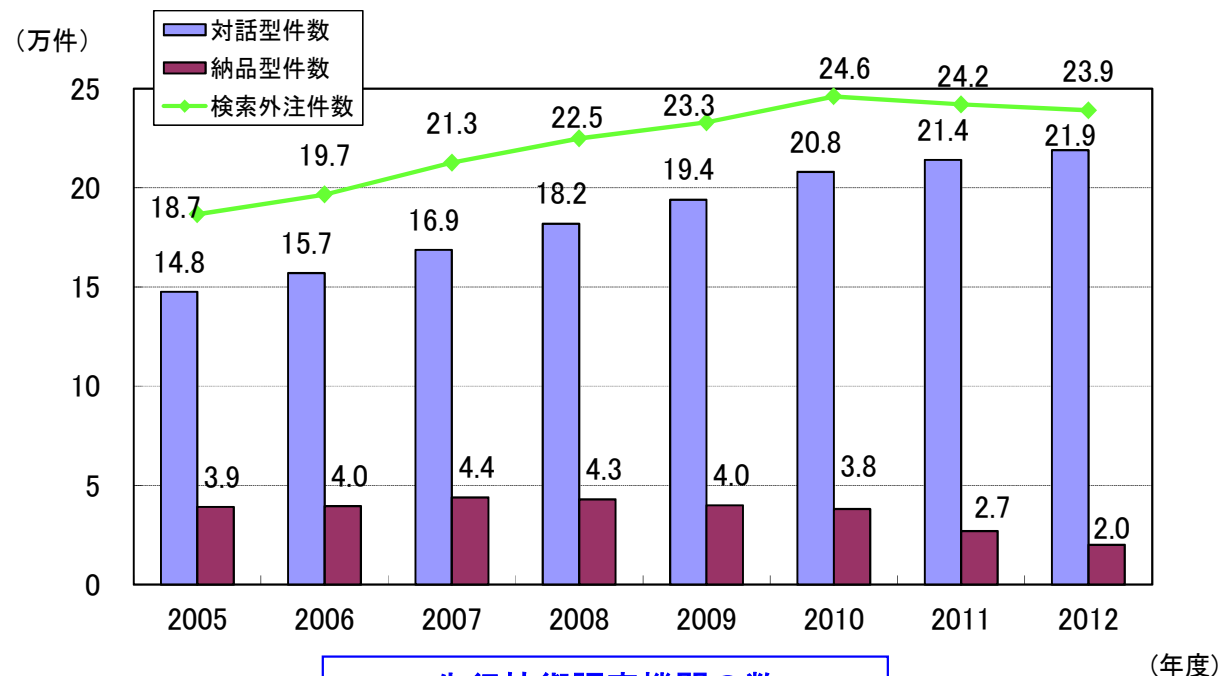
- 審査体制の強化のため、2004年度から任期付審査官を毎年約100名ずつ5年にわたって採用。
- 先行技術調査については外注を行うことで特許審査を効率化。より効率の良い対話型の検索外注を年々拡大することで更なる効率化を図ってきた。

人数(人)

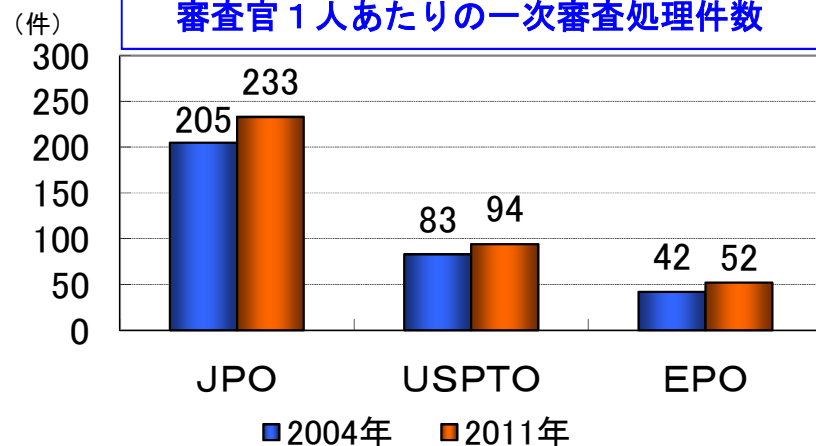
審査官人数の推移



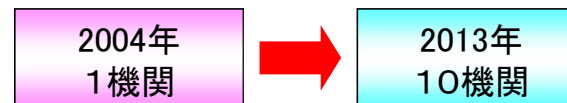
先行技術調査の外注件数



審査官1人あたりの一次審査処理件数



先行技術調査機関の数



<参考：外注先機関>

(一財)工業所有権協力センター、テクノサーチ(株)、(一社)化学情報協会
(株)技術トランスファーサービス、(株)先進知財総合研究所
パテントオンラインサーチ(株)、(株)パソナグループ、(株)古賀総研
(株)みらい知的財産技術研究所、(株)廣済堂

II-1.2 迅速かつ的確な審査に向けた取組み②～面接審査～

- 技術が複雑化・高度化する中で、出願人や発明者と審査官が出願内容について対話することで、審査官は出願のポイントを的確に理解し、審査を効率的に実施することが可能。
- 出願人側は、審査官との円滑な意思疎通により、適切な範囲で権利を取得することが可能。

ドイツ特許商標庁(DPMA)

- ✓ 審査官は必要に応じて出願人との対面審査が可能。
- ✓ 出願人は請求により、適切と認められる場合に限り対面審査の機会が与えられる。

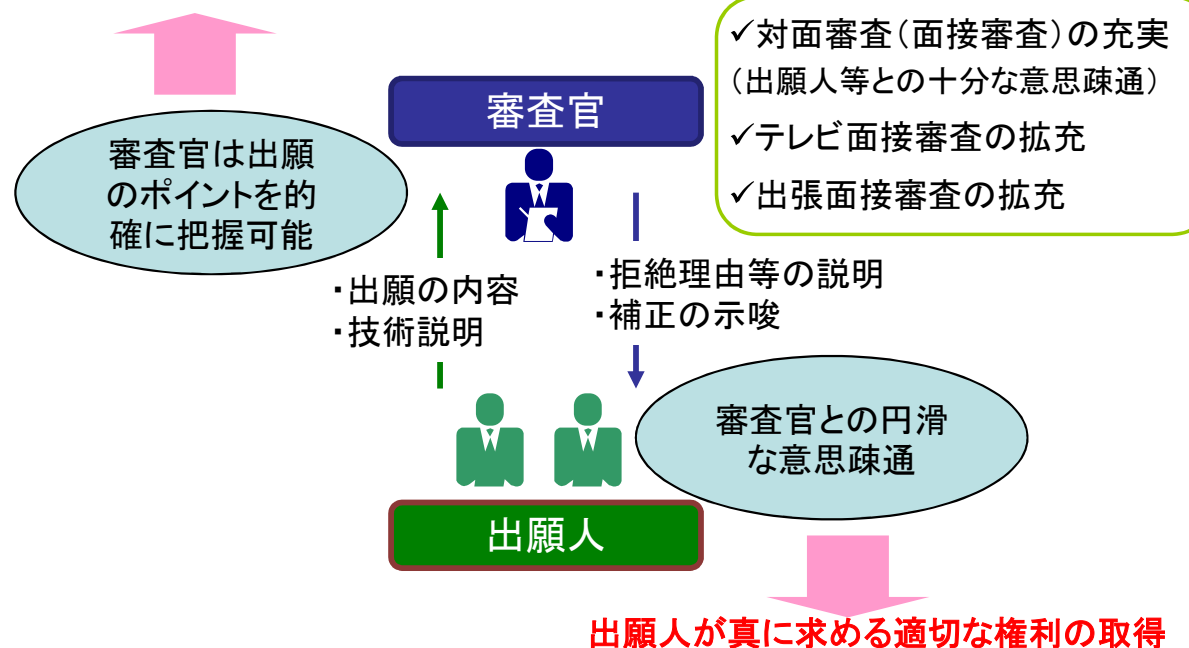
特許法改正により出願人から求めがあった場合の対面審査が義務化される予定

米国特許商標庁(USPTO)

- ✓ 2009年より、一次審査着手前の対面審査の試行(First Action Interview Pilot Program)を実施。
- ✓ 全技術分野に拡大し継続して実施。(Full First Action Interview Pilot Program)
- ✓ 出願人は請求により、一定の要件を満たす場合に限り、先行技術調査の結果を含む「インタビュー前通知」を受け取った上で、対面審査の機会が与えられる。

【対面審査(面接審査)の実施】

効率的かつ的確な審査に繋がる



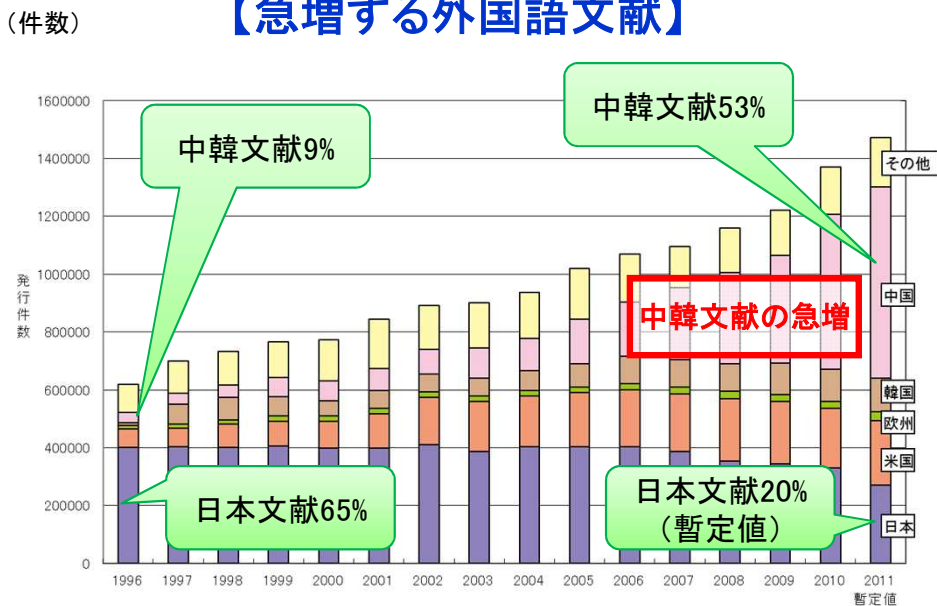
実績

2012年度実績: 対面審査(面接審査)4,700件

Ⅱ-1.2 迅速かつ的確な審査に向けた取組み③～外国語文献対応～

- 世界で通用する安定した権利を設定するためには、日本語、英語はもとより、それ以外の外国語文献についても漏れなく調査をすることが必須。
- 中韓文献等の外国語文献についての先行技術調査を効率化するため、言語に依存しない特許分類の整備や機械翻訳などインフラの整備に寄与。

【急増する外国語文献】



(資料) 特許庁作成

実績

- 中日機械翻訳辞書の作成(2012年度: 約100万語作成済)
- 先行技術調査外注(2012年度: 約24万件)

外国文献サーチシステムの整備

- ✓ 機械翻訳を最大限活用して世界の主要な特許文献を日本語により調査可能とするシステムを整備する。
- ✓ 急増する中韓文献に対応できるよう、中韓文献サーチシステムの早急な開発が必要。

世界共通の特許分類の整備

- ✓ 言語に依存せず、世界中の特許文献を網羅的に調査可能な特許分類を整備する。
- ✓ 五大特許庁を中心として国際特許分類の詳細化を進めることが必要。

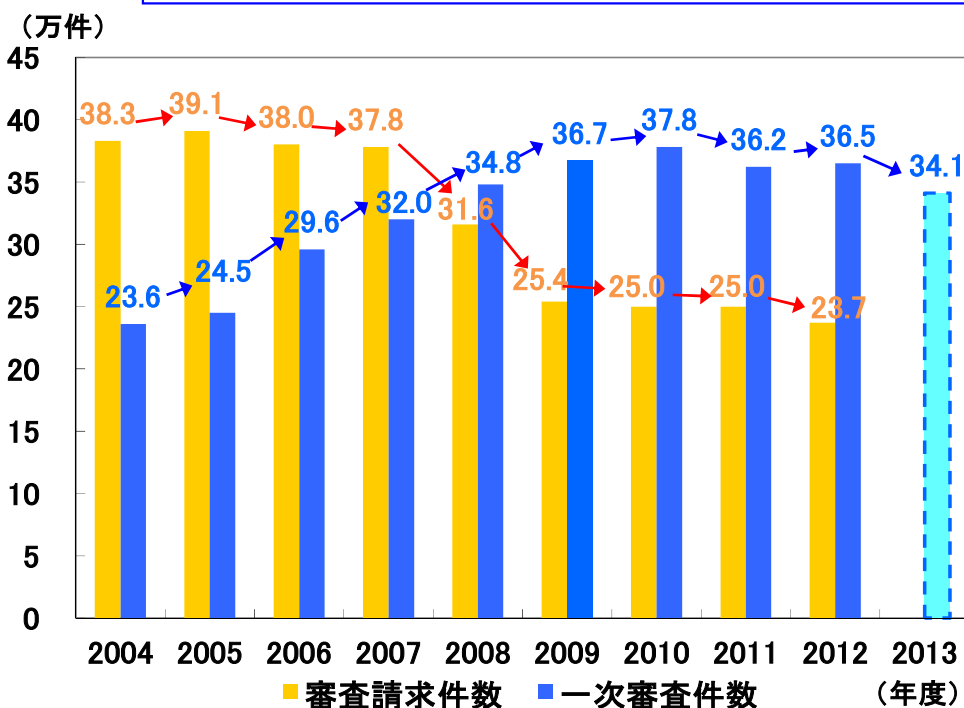
先行技術調査外注の拡充

- ✓ 最大限の審査効率化を図るため、先行技術調査を民間へ外注。
- ✓ 今後は外国語文献の増加に伴い、日本語の文献だけの調査では不十分となる。外国語文献調査も含めた外注が必要。
- ✓ 韓国の外注機関においては、すでに韓、日、米、欧の文献を調査することが標準。

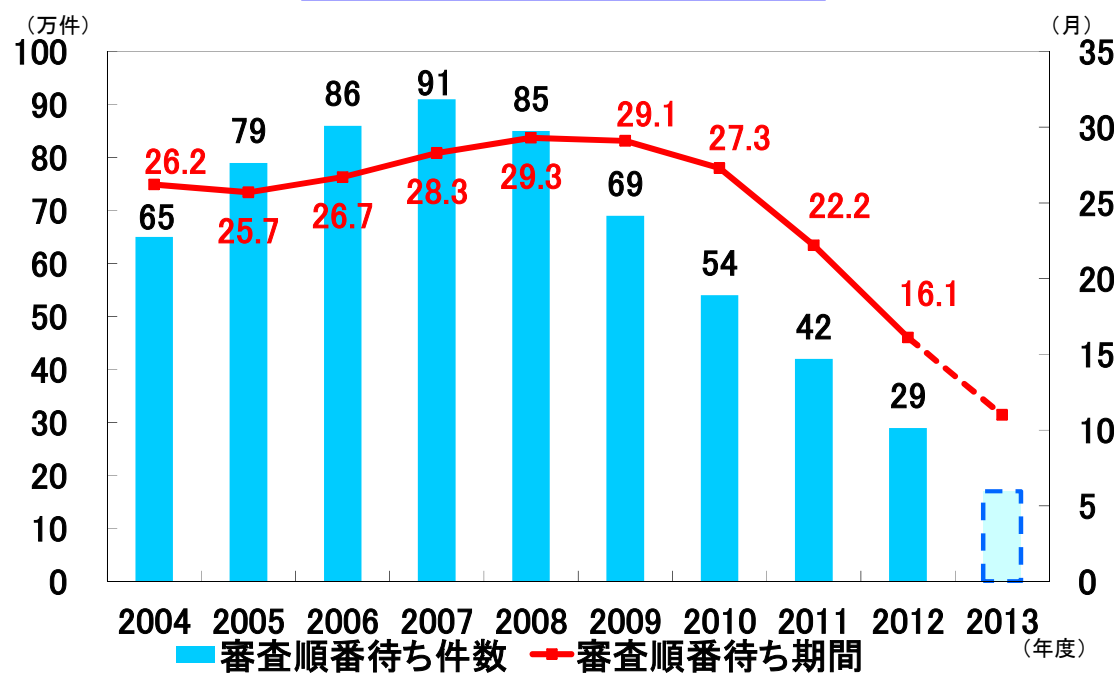
Ⅱ-1.3 迅速かつ的確な審査に向けた取組みの実績

- 審査請求期間を7年から3年に短縮したことによる、一時的な審査請求件数の急増(コブ)は、2009年度にほぼ解消。その後は審査請求件数は約25万件となり横ばいで推移。
- 2008年度以降、一次審査件数が審査請求件数を上回り、審査順番待ち件数は減少。これに伴い、審査順番待ち期間は着実に短縮。

審査請求件数(IN)と一次審査件数(OUT)



審査順番待ち(滞貨)件数



➡ 任期付審査官の採用等をはじめとした審査の迅速化施策により、一次審査件数は大きく増加。

➡ 長期目標(2013年度に審査順番待ち期間を11ヶ月に短縮)については達成できる見込み。

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化

2. 中小企業・地域への支援措置

3. グローバル展開・制度調和

4. 特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成

特許庁業務・システム最適化計画

III 10年間での環境変化

IV 政府の基本方針

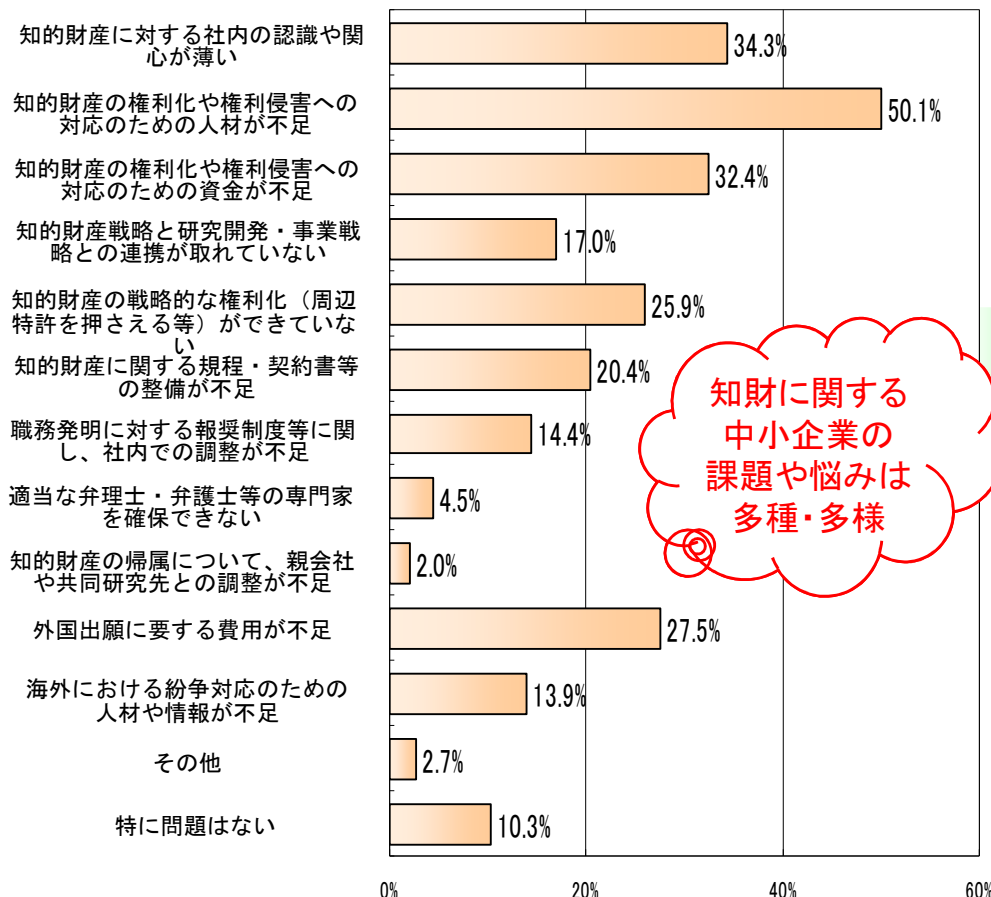
V 今後の取組み

VI 法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

Ⅱ-2.1 知財のワンストップサービスとしての総合支援窓口

- 「知財の相談はどこに行けばよいかわからない」、「知財は専門性が高く相談に行きにくい」といった中小企業の声が多いことから「知財総合支援窓口」を47都道府県56箇所に設置。
- 様々な専門家・支援機関等と協働でワンストップサービスを提供し、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援。

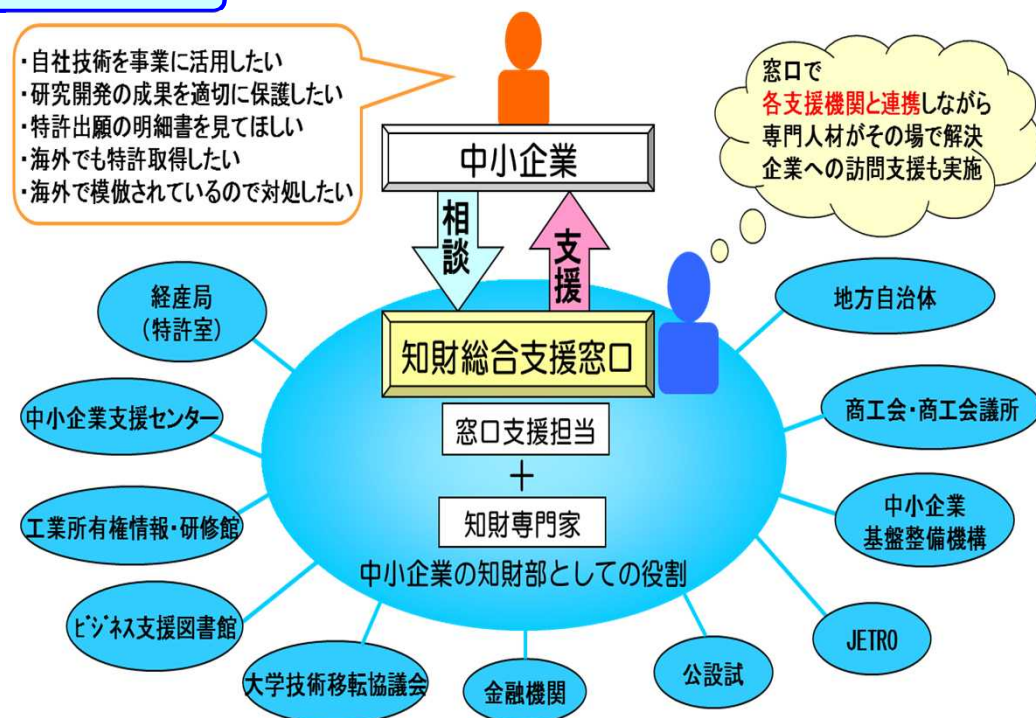
中小企業の知財活動に関する課題・ニーズ



知財に関する
中小企業の
課題や悩みは
多種・多様

（出典）関東経済産業局「中小企業のための知財支援策活用集」（2009年）

事業概要



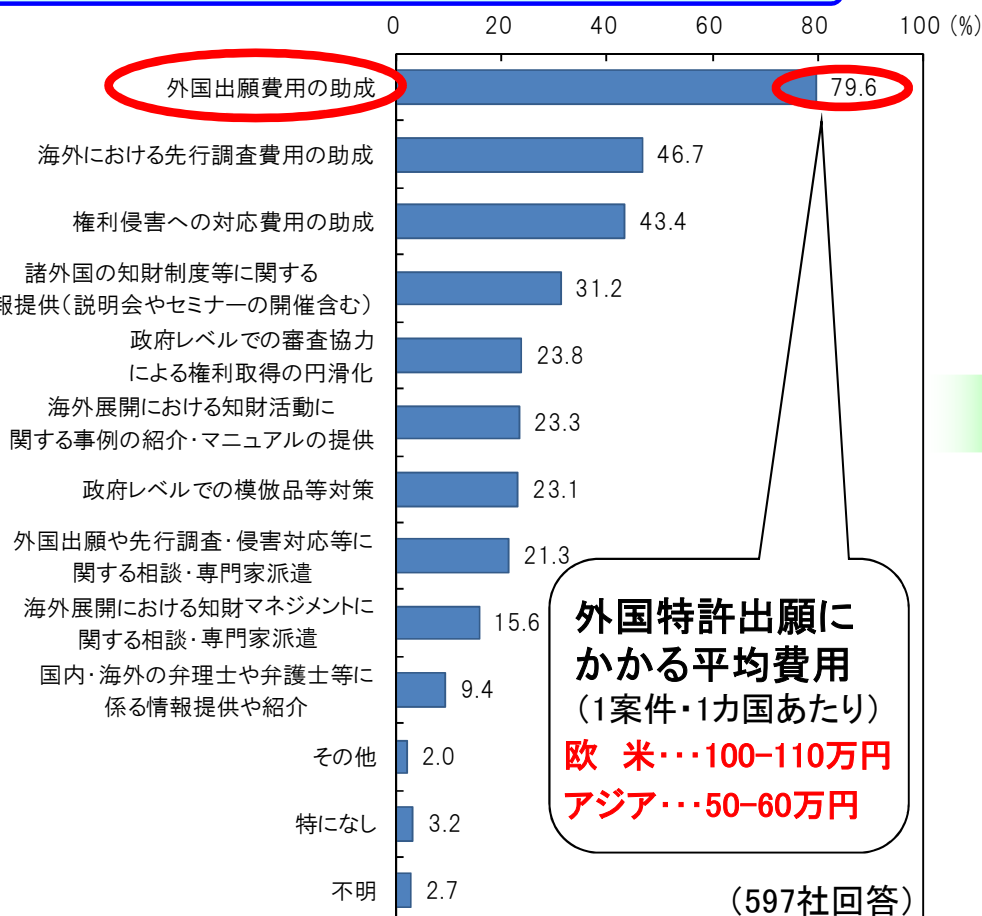
支援実績

- 本事業における中小企業等に対する相談支援件数
平成24年度 118,685件
平成23年度 100,910件

Ⅱ-2.2 中小企業を対象にした外国出願補助金

- 外国での権利取得には多額の費用がかかり、中小企業には資金面で大きな負担。
- 地域の中小・ベンチャー企業等の戦略的な外国出願を促進するために、外国出願に要する費用を支援する「地域中小企業外国出願支援事業」を実施。

中小企業の海外知財活動に関する課題・ニーズ



出典:平成24年度中小企業等知財支援施策検討分析事業
中小企業における外国出願に関するアンケート調査報告書
(特許庁, 2013年3月)

支援内容

<補助対象経費>

外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用(現地・国内代理人費用)、翻訳費用 等

<補助率>

費用の 1 / 2

<補助上限額>

- ・ 1企業あたりの上限額: 300万円(複数案件の場合)
- ・ 案件ごとの上限額
特許出願: 150万円、
実用新案・意匠・商標出願: 60万円
冒認対策商標出願: 30万円

これまでの支援実績

20年度の支援開始以来、支援地域を40地域まで拡大し、
24年度までの支援実績は **のべ約400件**。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施地域数	4地域	8地域	16地域	26地域	36地域	40地域
支援件数	11件	25件	71件	102件	191件	—

Ⅱ-2.3 特許料等の減免制度

- 大企業に比べ資金面で相対的に負担の大きい中小企業・大学・個人に対して、特許料等を減免。
- これまで減免対象者拡大・要件緩和を行い、減免利用実績も増加。

減免制度の概要

対 象	減 免 規 模	要 件	法 律
非課税等の個人	審査請求料: 免除、半額軽減 特許料(1～3年): 免除又は半額軽減 (4～10年): 半額軽減	・生活保護受給者又は市町村民税非課税(免除) ・所得税非課税(半額軽減)	特許法
赤字中小企業 中小ベンチャー企業	審査請求料: 半額軽減 特許料(1～10年): 半額軽減	・資本金3億円以下 ・法人税が課されていないこと又は設立後10年を経過していないこと 等	特許法
研究開発型中小企業	審査請求料: 半額軽減 特許料(1～10年): 半額軽減	・試験研究費等比率が収入金額の3%超 又は 中小ものづくり高度化法等による認定 等	産業技術力強化法 等
大学・大学研究者 ・公設試験研究機関 等	審査請求料: 半額軽減 特許料(1～10年): 半額軽減	・職務発明であること 等	産業技術力強化法 等

※中小企業には個人事業主を含む

過去の主な改正

実施時期	対 象	内 容
平成12年1月	資力に乏しい法人	新設(設立5年以下、かつ、資本金3億円以下、かつ、法人税が課されていない法人)
平成12年4月	研究開発型中小企業	新設
	大学・大学研究者	新設
平成16年4月	資力に乏しい法人	要件緩和(設立5年以下→設立10年以下)
	公設試験研究機関 等	新設
平成18年8月	赤字中小企業	要件緩和(設立10年以下の要件を撤廃)
平成24年4月	中小ベンチャー企業	新設(設立後10年を経過していない中小企業を追加)
	個人・中小企業・大学 等	深掘り(特許料の減免期間1～3年→1～10年)
	中小企業	要件緩和(職務発明要件、予約承継要件の廃止)

減免制度利用実績

年 度	個人・ 中小企業	大学・大学研究者・公設試験研究機関等
H20 FY	6, 117件	4, 163件
H21 FY	7, 301件	4, 621件
H22 FY	7, 394件	7, 372件
H23 FY	7, 098件	8, 067件
H24 FY	15, 242件	10, 939件

- 研究機関等(大学、企業、研究開発コンソーシアム等)に戦略的な権利取得や知財の管理等の専門家を派遣し、知的財産権の積極的な取得・活用を支援。

産業界のニーズ①

大学等に埋もれている有用な技術を、的確な権利とともに使用したい



広域大学知的財産アドバイザー

大学内の有用な技術を実際に捕捉・選別し、特許情報を活用することにより、適切な権利保護・活用を行える仕組み作りを広域で推進

* 8ネットワーク(69大学)に派遣中(平成25年8月現在)



知的財産プロデューサー

公的資金が投入された大学・研究開発コンソーシアムに対して、知的財産の視点から、事業化を見据えた戦略の策定・実行を支援

* 24プロジェクトに派遣中(平成25年8月現在)



海外知的財産プロデューサー

中小企業等に対して、海外市場における事業展開に適した権利保護・活用等の知財マネジメントの策定・実行を支援

* 支援企業数191件(平成24年度実績)

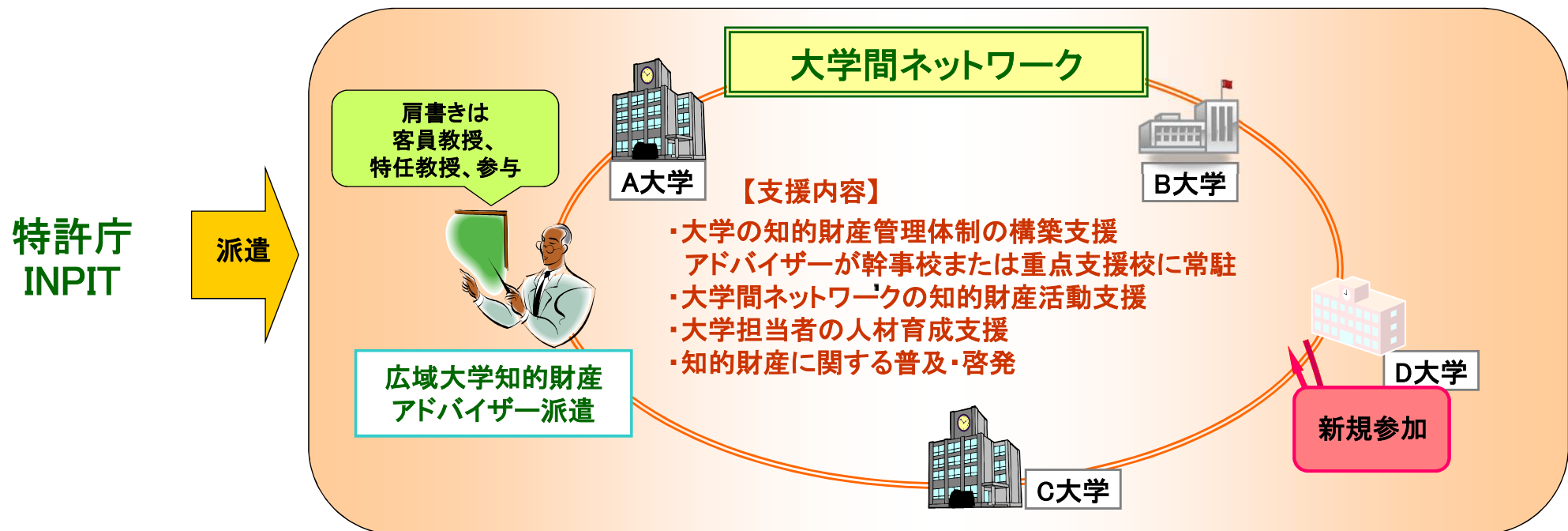
産業界のニーズ③

海外における事業展開が有利となるように、的確な権利を取得したい



Ⅱ-2.4 専門人材の派遣①～広域大学知的財産アドバイザー～

- 知的財産を核とした産学連携を推進するためには、大学で生まれた研究成果を確実に捕捉して知的財産として権利化する体制を整備し、知財活動に取り組む大学の裾野を拡大していくことが必要。
- 地域・技術分野での大学間ネットワークに「広域大学知的財産アドバイザー」を派遣し、体制構築・強化等を通じて、ネットワーク内の大学全体での知財活動の底上げを支援。

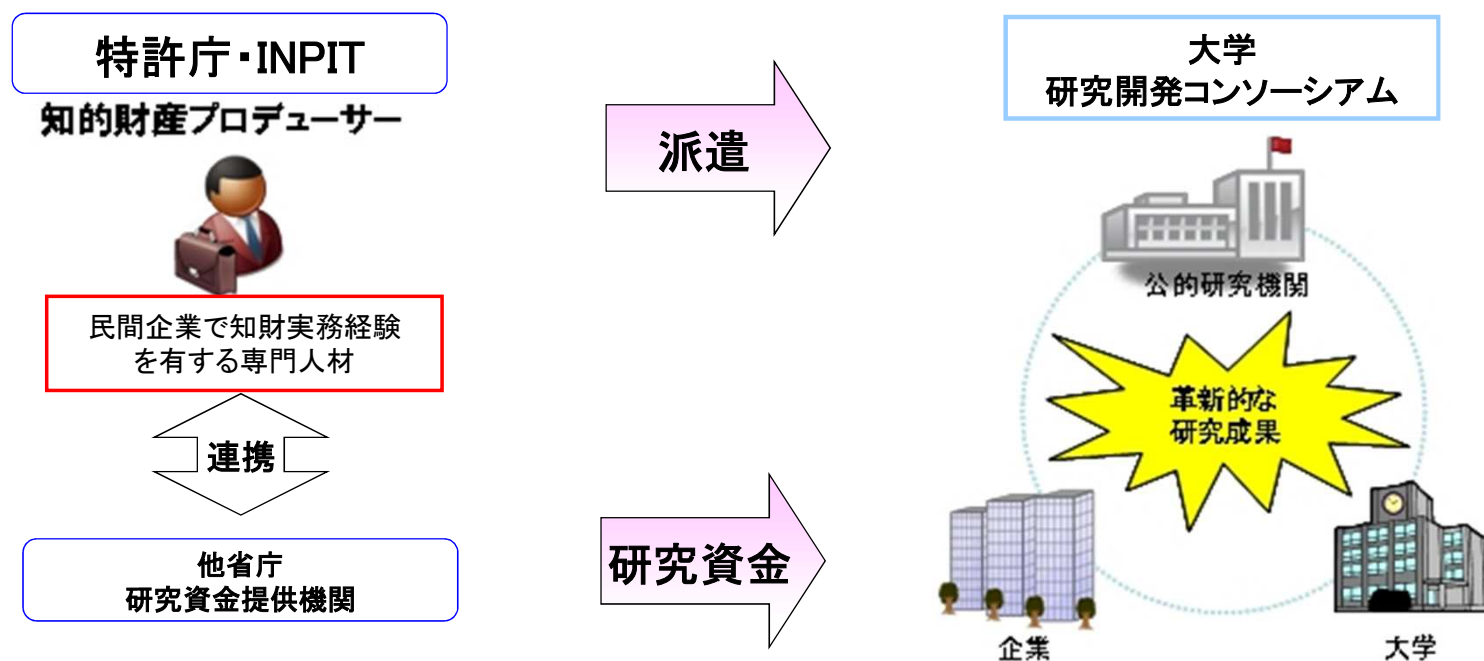


【広域大学知的財産アドバイザーの支援例】

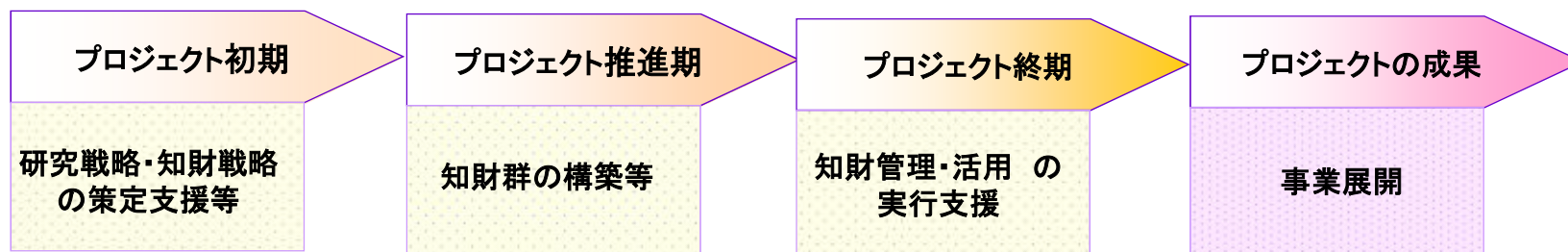
- 各大学の特性を踏まえた知的財産、産学連携に関するポリシー・規程類の制定又は改訂
- 大学の知財担当事務職員の業務引継用として、特許出願等に関する学内手続をまとめたマニュアルを作成
- 学生が関係して創出された知的財産を的確に管理するための学生対応指針を作成

Ⅱ-2.4 専門人材の派遣②～知的財産プロデューサー～

- 大学や産学官連携の研究開発コンソーシアムは、研究開発に多額の公的資金が投入されており、我が国のイノベーションの起点として期待されていることから、適切な知財戦略の構築を含め確実な事業化が必要。
- 戦略的権利取得・活用等の知財専門家である「知的財産プロデューサー」を大学・研究開発コンソーシアムに派遣し、知的財産の視点から研究成果を事業化・実用化につなげる戦略の策定を支援。



○ 知的財産プロデューサーの事業の例



Ⅱ-2.4 専門人材の派遣③～海外知的財産プロデューサー～

- 「海外知的財産プロデューサー（民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材）」を6名採用し、中堅・中小を中心とした企業等に対し、事業内容や進出国の知財保護事情に適した戦略的な権利取得、管理・活用等を支援。
- 「海外知財活用講座」を全国30か所で開催し、海外知財PDより海外ビジネスにおける知財面でのリスクや取得した権利の活用手法等を中心に情報提供。

特許庁・INPIT

海外知財プロデューサー



海外事業展開の知的財産面での支援

- ・ 事業に適した知財戦略策定
- ・ 模倣品等を見据えた進出国での権利化
- ・ 技術流出等に対応する社内知財管理体制構築 等

【平成24年度の実績】

- 支援企業数 191件
- セミナー等を通じた啓発事業
 - ・海外知財活用講座 全国30か所で開催
 - ・中小機構との連携セミナー 東京・大阪で開催
 - ・各種連携機関開催の知財セミナーへ講師派遣 全国54か所 等

支援

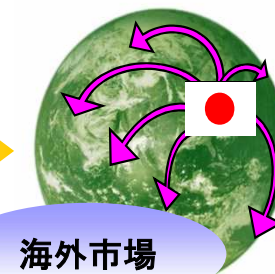


研究開発

権利化・事業化

海外展開

侵害対策



海外市場

中堅・中小企業等

海外知財プロデューサーの支援例

- 海外知的財産事情を踏まえた事業展開に即した知財戦略の策定支援
- 海外展開の際の知財リスク軽減のためのビジネスモデル構築や契約書策定にあたってのアドバイス
- 外国出願を想定した特許のクレーム作成等を含む留意点等のアドバイス
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた、外国展示会出展、サンプル・図面提供の方向性等の提案
- 技術流出のリスクと軽減するための社内知財管理体制の構築支援
- 海外知財リスクに対する意識向上のための啓発活動 等

Ⅱ-2.5 地域団体商標制度の導入

- 地域団体商標制度の導入: 地域ブランドをより適切に保護し、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、これまで全国的な周知性が無ければ認められなかった「地域名＋商品(役務)名」から構成される商標(例: 夕張メロン)について、登録要件を緩和。2006年4月から制度を導入。
- 制度の普及・周知活動: 2007年より、地域団体商標の登録案件や活用事例を紹介する冊子を毎年発刊。2012年版では、新たに審査対応のポイントや地域団体商標Q&Aを掲載。



登録例「仙台いちご」

権利者: 全国農業協同組合



登録例「仙台味噌」

権利者: 宮城県味噌醤油工業協同組合



産品別出願内訳一覧表 (2013.9.1 現在)

農水産一次産品	加工食品	菓 子	麺 類
482	141	33	37
酒 類	工業製品	温 泉	その他
20	252	49	27
合計: 1041件			

産品別登録内訳一覧表 (2013.9.1 現在)

農水産一次産品	加工食品	菓 子	麺 類
214	55	9	10
酒 類	工業製品	温 泉	その他
13	196	41	13
合計: 551件			

➤登録された商標は2013年9月1日時点で551件に達しており、今後は製品の品質管理、他者の無断使用の監視といった商標権の管理と有効活用を通じて地域ブランドの価値向上を進めていくことが重要。

Ⅱ-2.6 インターネット無料検索・照会サービス (IPDL)

<IPDLトップページ>

IPDL 特許電子図書館
Industrial Property Digital Library

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property Information and Training

To English Page

工業所有権情報・研修館ホームページへ 特許庁ホームページへ

お問い合わせ先
IPDLヘルプデスク
受付時間: 9:00-21:00
TEL: 03-5690-3500
E: helpdesk@ipdl.inpit.go.jp

ご利用について
各サービスのご利用方法
FAQ(よくある質問と回答)
マニュアル等ダウンロード
ご利用上の注意
セキュリティソフトの設定

トピックス
更新履歴
2009/12/22 ・サービス向上のために、アンケートにご協力ください。
2009/12/22 ・「特許電子図書館(IPDL) 初心者向け講習会開催のお知らせを更新しました」
2009/12/22 ・「平成21年度意匠審査基準討議研修」の受講者募集のお知らせ
2009/12/16 ・札幌開覧室移転のお知らせ
2009/12/08 ・「特許検索競技大会2009フィードバックセミナー(東京)の受講者を募集します。」

出願手続きについて
産業財産権相談サイト
出願書類の様式、料金、その他一般的なご相談にお応えします
パソコン出願
公報・資料のご提供
公報・資料の閲覧
開放特許情報のご提供
特許流通データベース
リサーチツール特許DB
特許情報アドバイザー
人材育成
知財関連人材の育成
文献蓄積情報
関連HPリンク

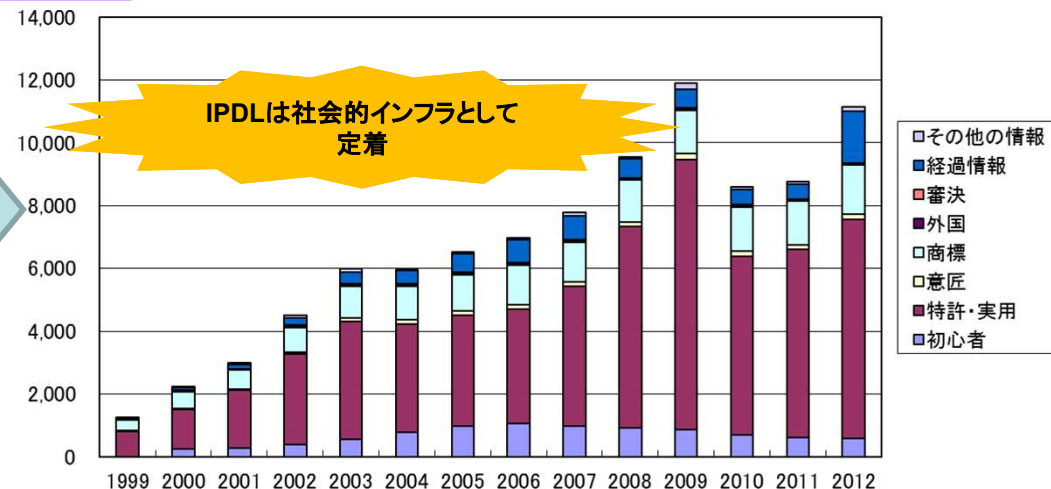
検索メニュー
初心者向け検索
商標検索
特許・実用新案検索
意匠検索
経過情報検索
審判検索

特許・実用新案
IPDLをご利用の際は、この設定を有効にするようお願いいたします。
・プライバシーポリシーについて

初心者向け検索
商標
特許・実用新案
意匠
経過情報
審判情報

IPDL検索回数の年度推移

- 約9300万件の特許・実用新案・意匠・商標の公報類や諸外国で発行された公報等を蓄積(2013年現在)。
- 機能改善に向けた取組
 - 2006年3月: 審査に関する書類をオンラインで閲覧可
 - 2008年3月: 公報全文をテキスト検索可能
 - 2013年3月: 中国特許文献の日本語翻訳文(要約)提供開始
 - *2013年8月現在: 約10万件作成、約6.7万件蓄積済



第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化

2. 中小企業・地域への支援措置

3. グローバル展開・制度調和

4. 特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成

特許庁業務・システム最適化計画

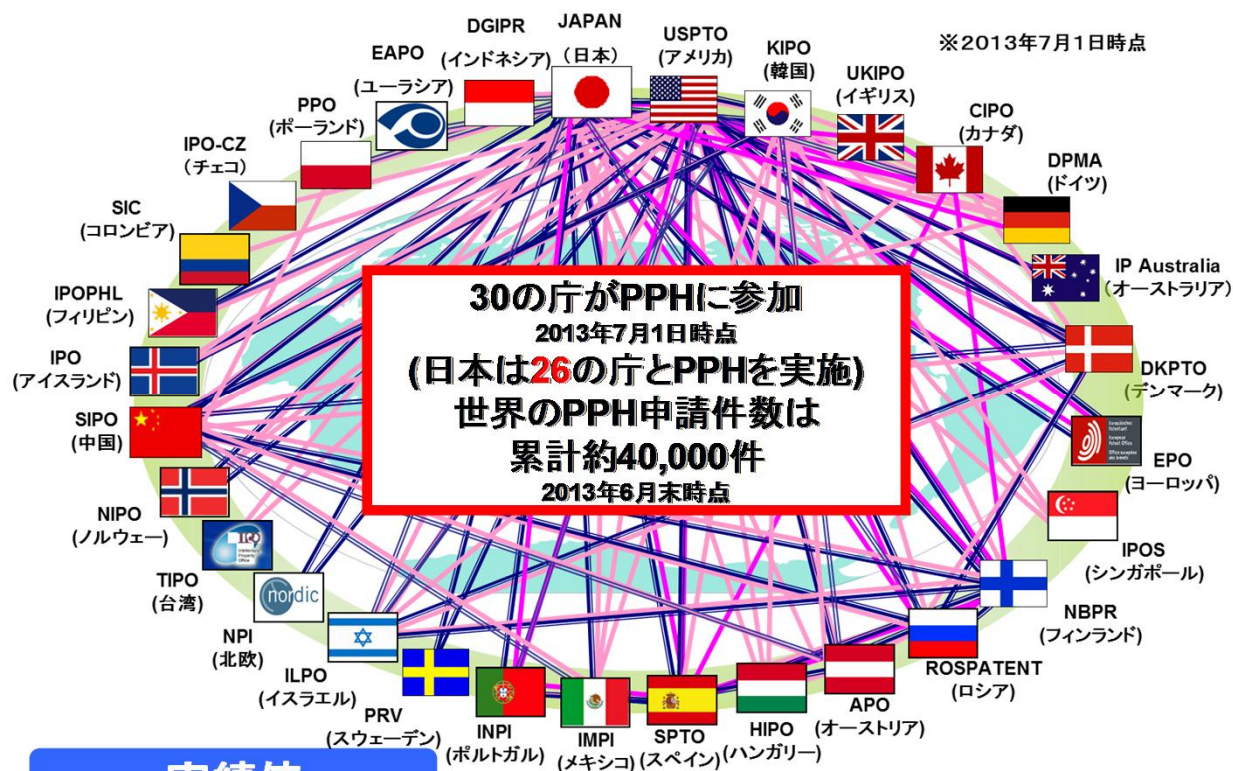
III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

Ⅱ-3.1 特許審査ハイウェイ(PPH※1) ~PPHネットワークの発展~

- 第1庁又はPCT※2国際段階で特許可能との判断がなされた出願は、出願人の申請により、第2庁又はPCT国内段階において早期審査を受けることができる。
- 国際的な権利取得の早期化／各特許庁の審査負担軽減と審査の質の向上を実現。
- PPH参加国・地域数は、30か国・地域に拡大。PPHの利用件数も、着実に増加。
- グローバルな事業展開には海外で安定した経済活動が保証されるよう、安定した権利保護が必要。



PPHの利便性向上

PPHの手続簡素化

➢ PPHは2庁間の取組みであって、例えば、我が国特許庁への出願に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題がある。

➢ 関係国との調整を実施し、PPHの手続簡素化について合意を形成し、更なるPPHの利便性を向上させる。

プブリPPH会合等の場を活用して
PPHの手続簡素化の議論をリード

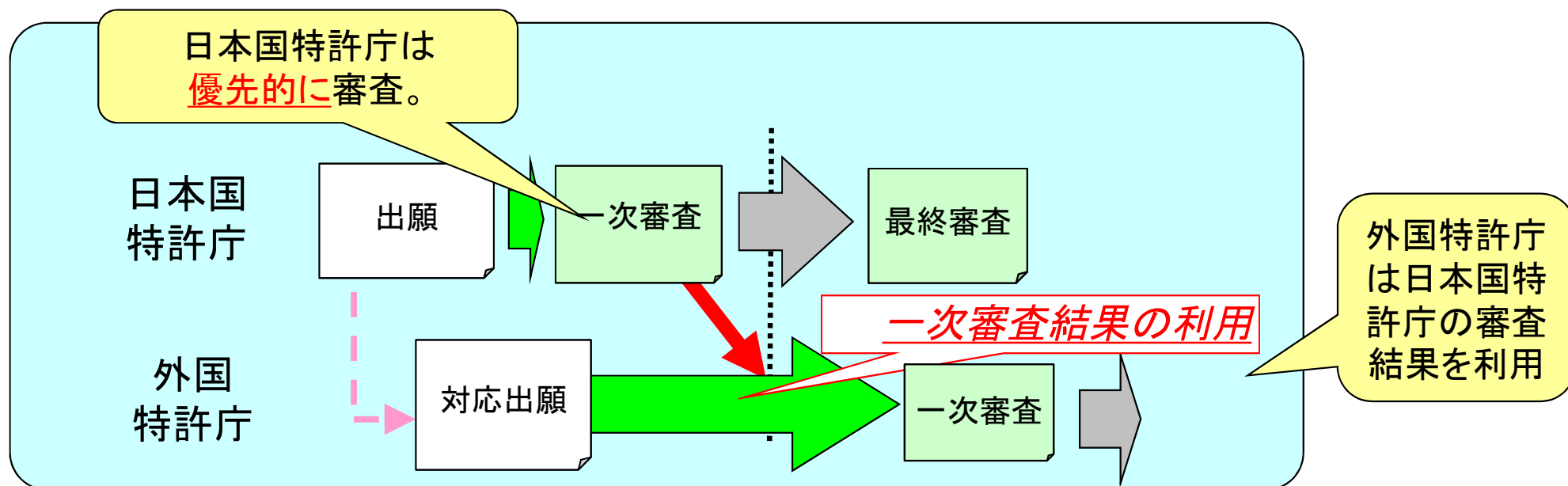
実績値

- 30の庁がPPHに参加(2013年7月時点)
- 累積申請件数約40000件(2013年6月末時点)

※1 PPH(Patent Prosecution Highway)

※2 PCT(Patent Cooperation Treaty: 特許協力条約)

- 出願から2年以内に審査請求された特許出願のうち、外国に対応出願がなされた出願（パリ優先権主張の基礎とされた出願）について、優先的に審査※（2008年4月から実施）
※出願から30か月以内に審査着手
- 日本国特許庁のサーチ・審査結果は、機械翻訳を経て、諸外国に早期に提供
* JP—FIRSTは、JP—Fast Information Release STrategyの略



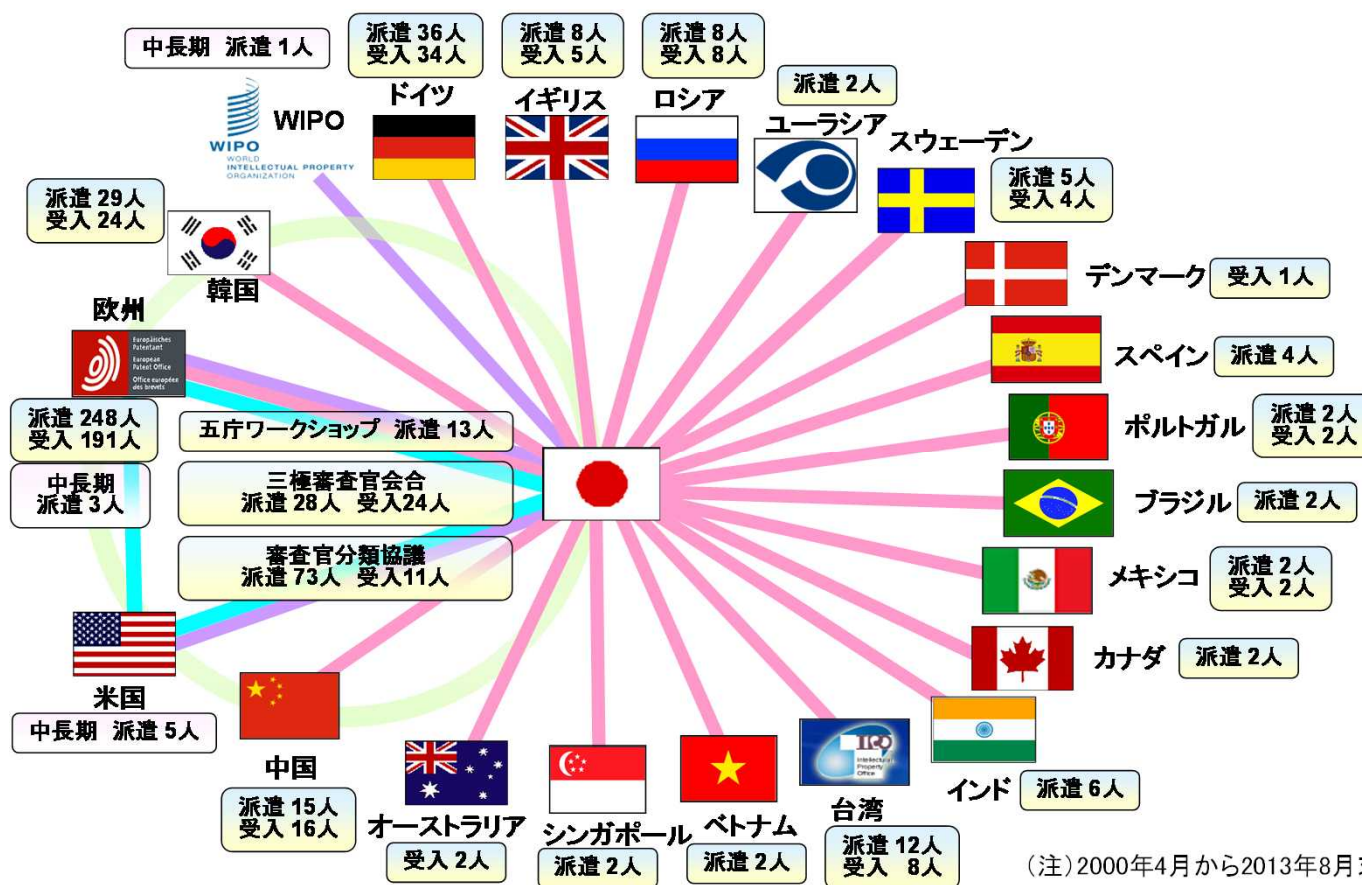
実績

2012年度実績 : 7,605件

Ⅱ-3.3 国際審査官協議の拡充

- 我が国と海外特許庁相互に、審査官を派遣し、実際の出願についての特許要件等に関する議論を通じ、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組みの推進を目指す。
- アジア新興国等との間でも順次国際審査官協議を開始し、当該国での適切な知財システムの整備の促進に貢献する。

【実施状況】



(注) 2000年4月から2013年8月末までの実績(延べ人数)



II-3.4 新興国審査官の育成支援

- 新興国の審査官に対し日本の審査官が直接、特許性の判断基準等の審査実務に関する研修指導等を行うことにより、日本のユーザーの新興国における審査結果の予見性を高め、権利取得しやすい環境が整備されるよう協力。これによって、日本企業のグローバルな経済活動を支援。

ユーザーの声

企業等と特許庁との
意見交換会に基づいて

具体的施策

- ASEANの審査官に日本と同じような審査の考え方を植え付け、審査の予見性が高まるようにして欲しい。
- ASEANなどの新興国に支援や働きかけを行い、仲間作りの強化と審査基準等のハーモナイゼーションを行って欲しい。
- 各国審査の判断基準、サーチ能力の統一を希望。特に新興国の特許庁への審査・協力や指導を希望。
- アジアの発展途上国に対して、日本が積極的に協力を行い、日本と同様の制度を普及させて欲しい。

- 国際研修指導教官の新興国への派遣／日本での指導。
 - ・ 2013年度、ベトナムや、昨年度から実体審査を開始したシンガポールに計4名を派遣。特許審査実務について指導。
 - ・ 2013年度、日本国特許庁にてシンガポールの特許審査官4名を受入予定。
- 国際審査官協議を通じた特許性の判断基準等の審査実務指導。
 - ・ 2010年度から、インドにのべ6名の特許審査官を派遣、日本の実務を紹介。
- WIPOと協力し、ASEANの審査官に対して特許審査実務等に関する指導を実施。
 - ・ 2012年度は、27名のASEAN審査官を招へい。22名の我が国審査官が、審査実務を指導。
- ミャンマーにおける知的財産制度整備支援。

具体例

具体例

具体例

今後の方向性

- 国際研修指導教官等の派遣の更なる拡充。
- 効果的・効率的に研修指導を行うための内容の整備・充実。

Ⅱ-3.5 特許分類の国際的取組み

- 各国における適切かつ効率的な特許審査に資するため、技術分野毎にポイントとなる技術要素を細分化した国際特許分類(IPC : International Patent Classification)が存在(1968年に欧州評議会が作成し、2009年以降は毎年度リバイス)。
- ただし、IPCは項目が少なく粗い。審査の迅速化、効率化を最大化するため、日本国特許庁は、IPCを詳細化した日本分類(FI : File Index)を策定し、主に国内文献について付与、管理している。

国際特許分類(IPC)とは

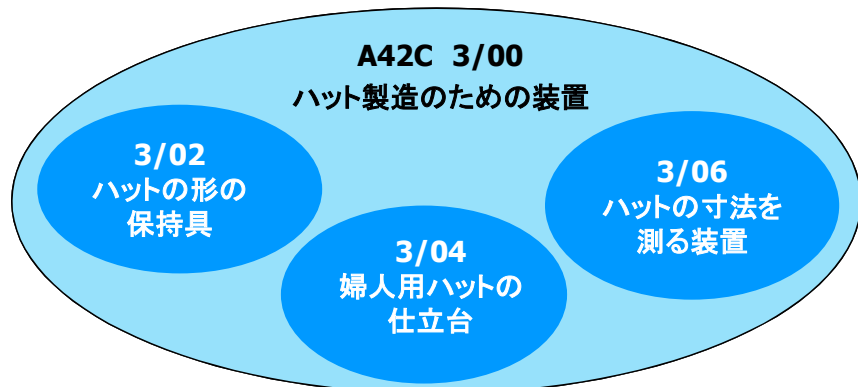
A42C ハットまたは他の頭を覆うものの製造あるいは仕立

3/00 ハット製造のための種々の装置;仕上ったハットの形または寸法を変えるための装置

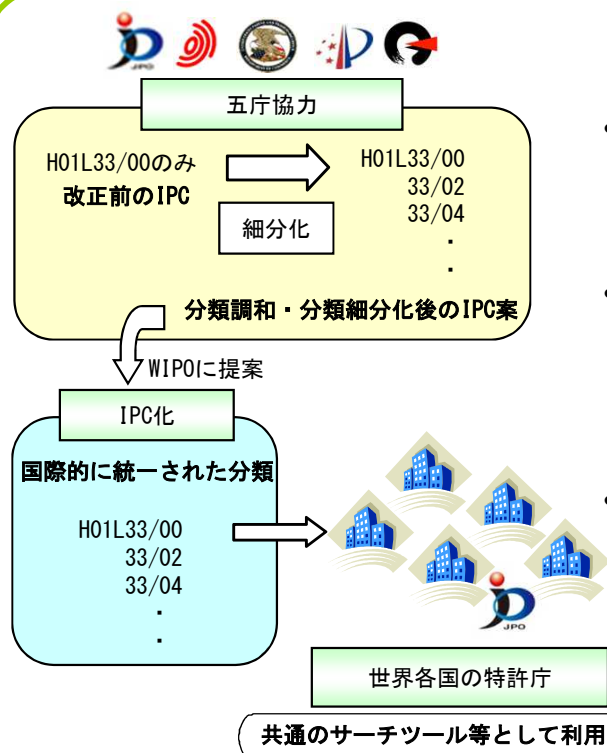
3/02 ・ハットの形の保持具

3/04 ・婦人用ハットの仕立台

3/06 ・ハットの寸法を測る装置



IPCの細分化に向けた国際的な取組み



- ・日米欧中韓の五大特許庁は、国際特許分類(IPC)をより細分化する取り組みを進めてきた。
- ・本年6月の五庁長官会合で、**G**lobal **C**lassification **I**nitiative(GCI)を立ち上げることに合意。今後はGCIの枠組みの下、IPC改正を行っていく。
- ・GCIでは、FIとCPC(欧米が共通で用いる内部分類)を整合させることによりIPCを細分化するとともに、新規技術に対応したIPCの作成を行う。

Ⅱ-3.6 特許審査情報共有システム基盤の整備

- 各国の特許庁が保有する出願情報・審査結果情報を一括で取得可能とするシステムを構築することにより、特許庁間でのワークシェアリングの促進に貢献。
- 日米欧中韓の五大特許庁間において、各庁が保有する出願情報・審査結果を、一括で取得可能とする審査情報共有システムが本年7月に稼働開始。
- 今後、審査情報共有システムを五大特許庁以外の国々（アセアン各国等）も利用できるよう、WIPOと協力してシステム基盤の整備を推進。

各国の審査結果情報を一括で取得

JAPAN	
DATE	DOCUMENT
**05.2008:	Request for a Patent
**05.2008:	Description
**05.2008:	Abstract
**07.2010:	Request for Examination
**11.2011:	Notification of Reasons for Refusal
**01.2012:	Written Argument
**04.2012:	Decision to Grant a Patent

Country A	
DATE	DOCUMENT
*****	XXXXXXXX
*****	XXXXXX
*****	XXXXXXXX
*****	XXXXXX

...

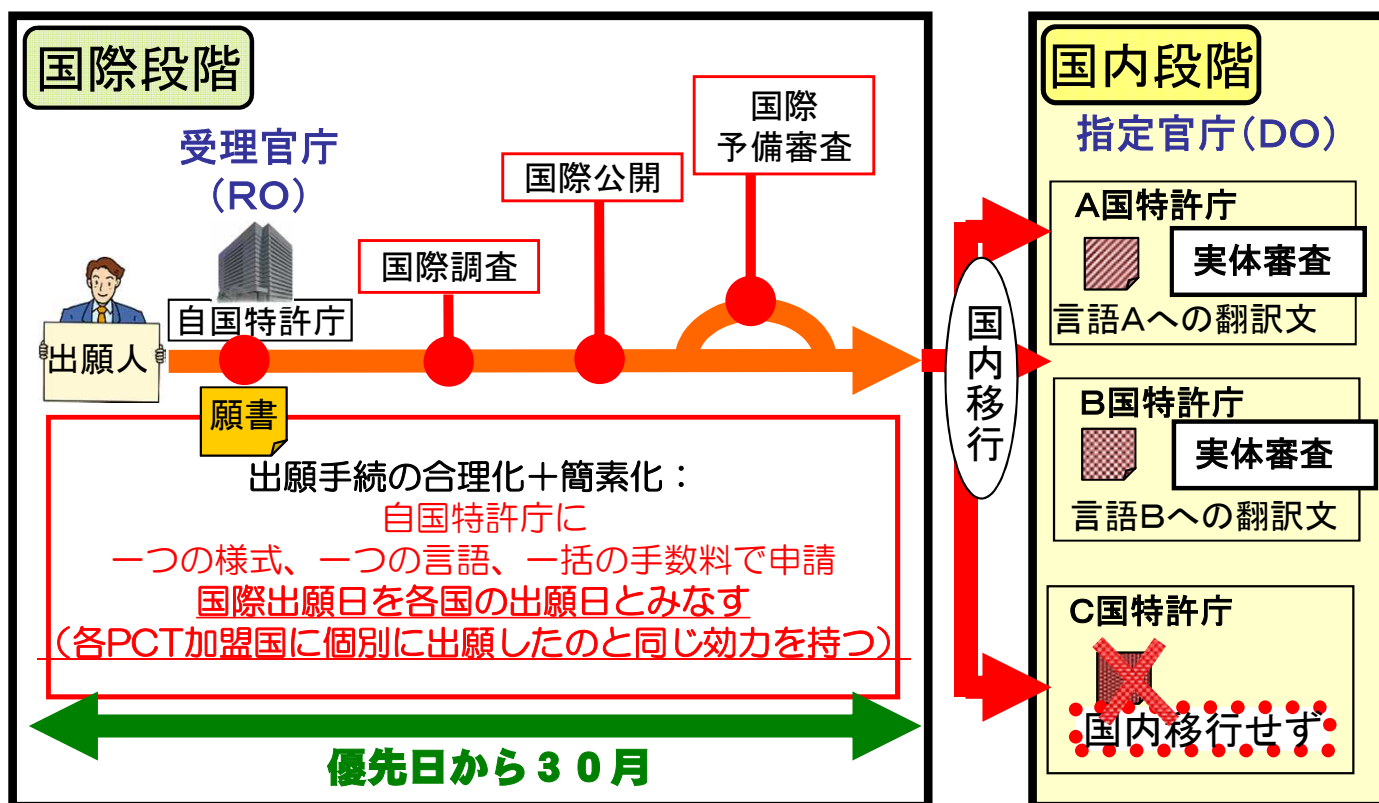
Country Z	
DATE	DOCUMENT
*****	XXXXXX
*****	XXXXXXXX
*****	XXXXXX
*****	XXXXXXXXXX
*****	XXXXXX



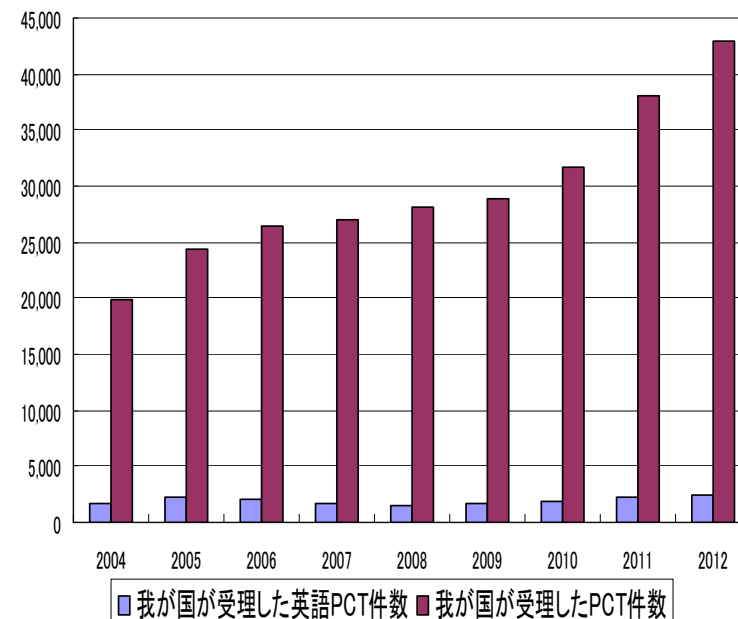
Ⅱ-3.7 国際特許出願の利便性向上へ向けた取組(PCT)

- (国内出願など先の出願の後に行われた)国際出願には記載されていないが、当該国際出願の優先権主張の基礎となる先の出願には完全に記載されている内容がある場合に、当該記載を引用して補充する事ができる救済制度を省令改正により導入(2012年10月)。
- 国内出願と同様に低廉かつ簡便に国際出願手数料の納付が可能となるよう、所用の規定の整備を行うべき旨、特許制度小委員会においてとりまとめ(2013年2月)、今後、法律改正により実現の予定。

【PCT出願制度の概要】



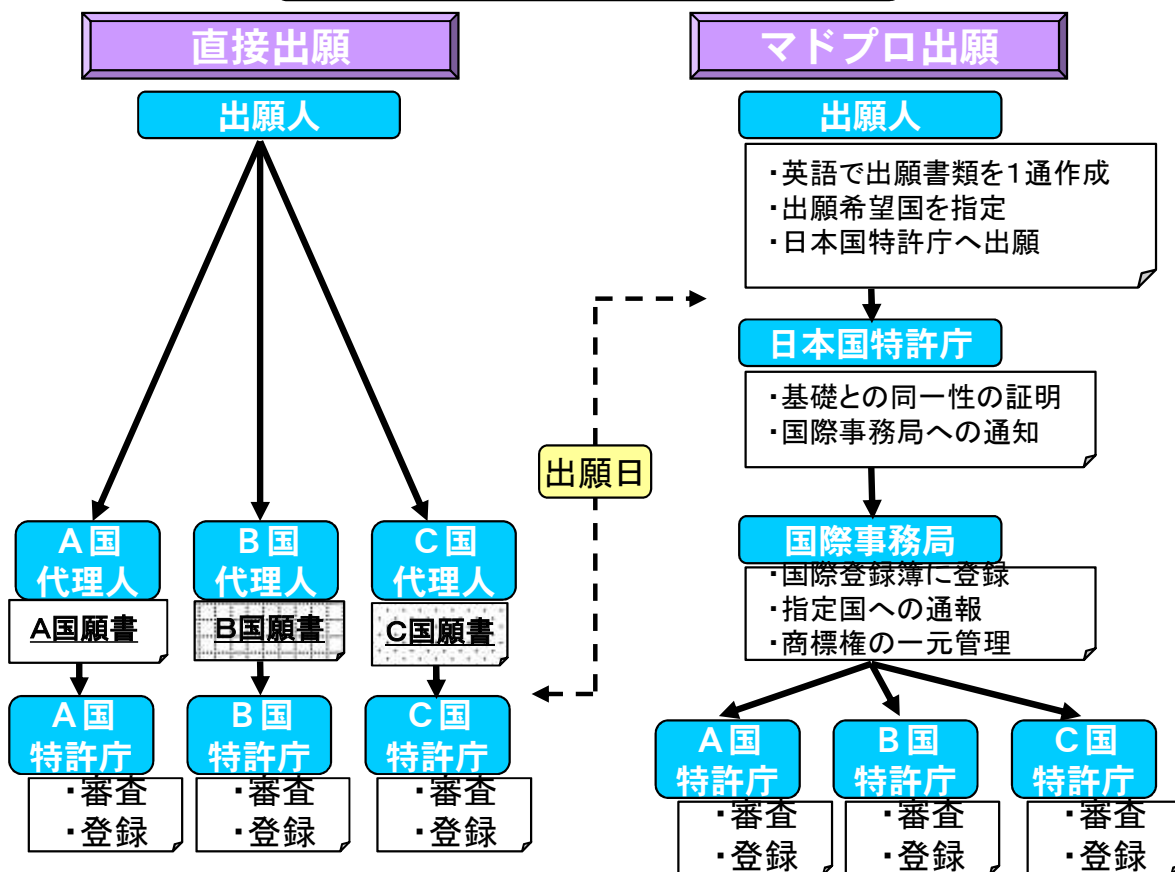
PCT出願件数推移



II-3.8 国際商標出願の利便性向上へ向けた取組(マドリッド制度)

- マドリッド制度加盟国増加により制度利用による手続負担の著しい軽減が図れることから、ユーザーに対してより一層の制度普及啓発を実施。
- マドリッド制度を利用した適時の権利取得を支援するため、WIPO国際事務局と指定商品・役務名の表記等の審査の運用の調和に向けた取り組み・環境整備を実施。

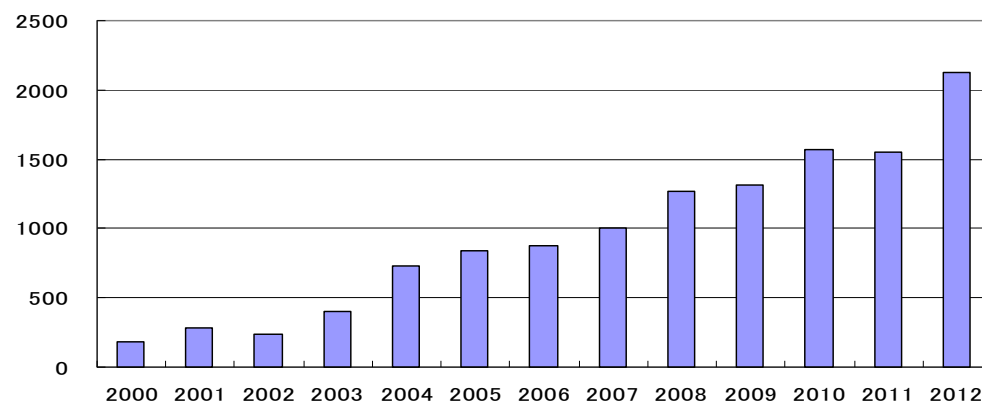
商標の国際登録



加盟国拡大による制度利用価値の拡大

2013年2月にメキシコ、同年7月にインドがマドリッド制度に加盟したことに加え、ASEAN諸国が2015年までに加盟予定となっており、これらの国の加盟支援と共に国内ユーザーへの普及啓発を実施。

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願件数

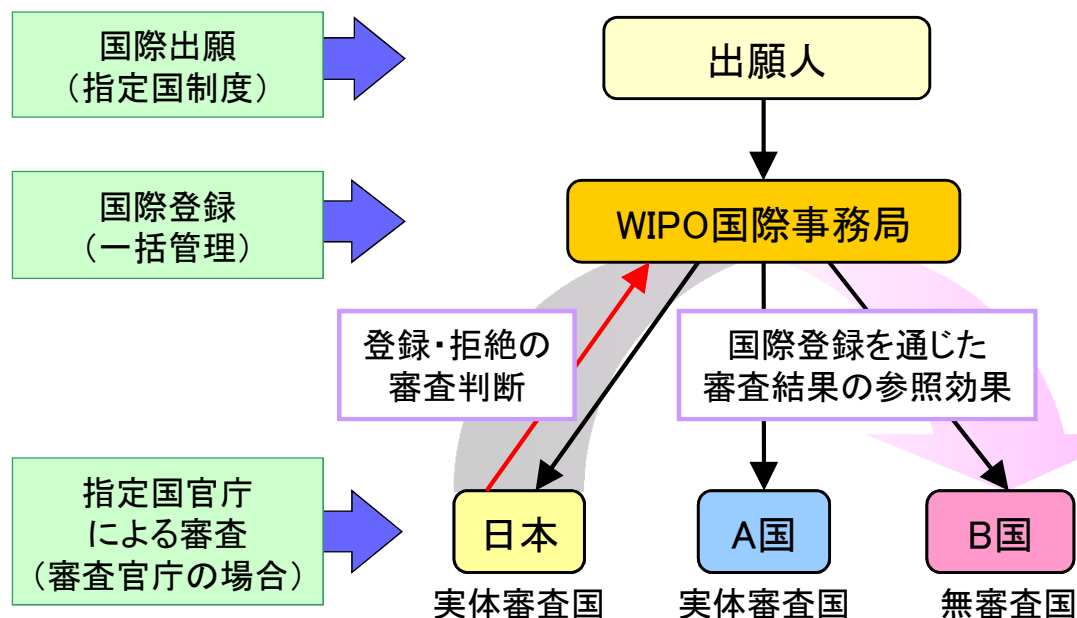


(出典) 特許庁統計

II-3.9 国際的枠組みの整備、ハーグ協定への加入

- 近年、我が国出願人による海外への意匠登録出願が増加している一方、我が国は、各国への一括出願を可能とする国際条約であるハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入していない（特許及び商標の分野では、同等の条約に加入済み。）。
- 当該条約に加入することで、出願人の手続負担やコスト負担の抑制につながることから、審議会の小委員会で検討を行った。

ハーグ協定のジュネーブ改正協定加入時の概念図



我が国の審査結果の発信により
海外での安定的な権利活用を支援・促進

ハーグ協定の概要

一つの願書及び図面で、複数の国（締約国）での意匠登録を得ることが可能

➢ 願書の記載言語は、英語、フランス語又はスペイン語のうち、任意で選択可能

➢ 複数の国の意匠権が国際事務局の原簿で一括管理されるため、各国における権利の更新、権利の移転等に際し、料金の支払等の手続を一括で行うことが可能

※ 2013年8月現在45か国が加盟（日本は未加盟）

【ハーグ協定のジュネーブ改正協定への主要国加入状況】

- ・欧州：加入済み（2008年1月）
- ・米国：加入のための国内法改正法案が成立（2012年12月）
- ・韓国：加入のための国内法改正法を公布済み（2014年7月施行予定）
- ・中国：高い関心あり
- ・アセアン：2015年、7か国の加入を目標

- 新興国等でのビジネスに関わる我が国企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財実務情報を幅広く提供するためのウェブサイト。
- 現在は、中国・韓国・台湾の東アジア地域を中心に情報を提供しており、平成25年10月を目処に、ブラジル・ベトナム・シンガポール・ロシア・マレーシア等の情報提供を開始する予定。

* 掲載記事数：329件（平成25年8月末）

海外ビジネス
検討開始

先行調査

出願実務

活用・その他

海外ビジネス
成功

新興国等知財情報データバンク

法制度調査
特許法、商標法、条約、施行規則、審査基準

文献調査
特許公報等の調べ方

秘密管理
営業秘密管理、技術流出防止

出願
手続の流れ、優先権主張

審査
審査の流れ、新規性の判断、進歩性の判断、記載要件の不備

補正
補正の制限

審判対応
侵害訴訟、手続の流れ

訴訟対応
無効審判、訂正審判、手続の流れ

実施許諾
ライセンス契約、海外送金

費用
出願、登録、審判、訴訟の費用

現地機関調査
知財庁、裁判所、その他の関連機関

審判決調査
審決・判決の調べ方

統計調査
出願・登録件数、訴訟件数

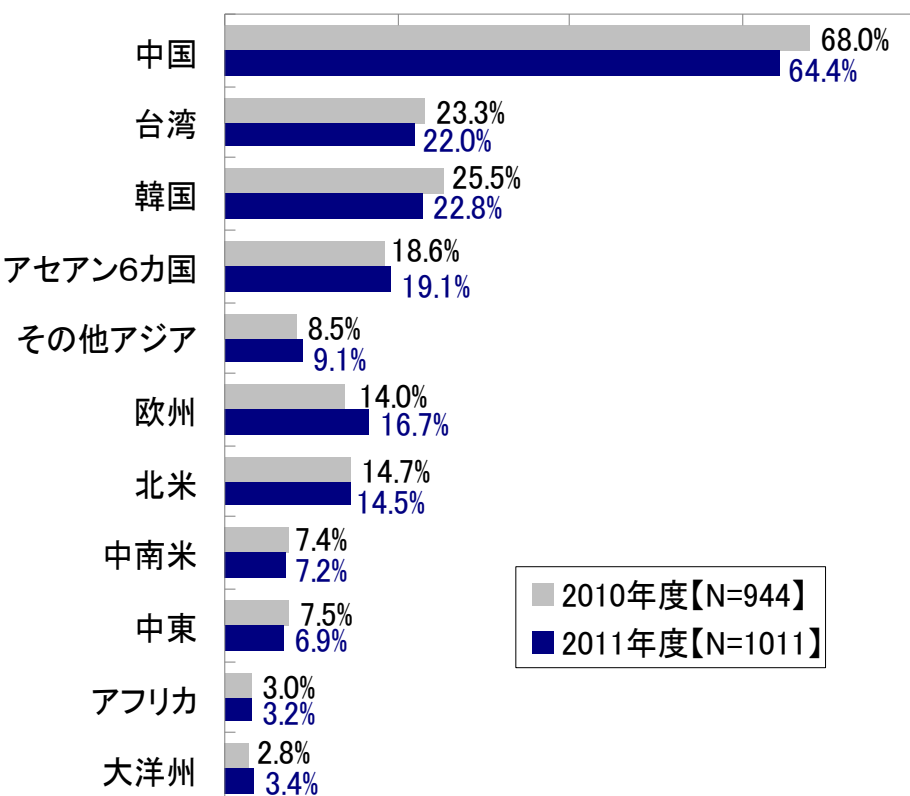
Ⅱ-3.11 我が国企業の海外での模倣被害対策支援

- 海外での我が国企業の活動を支援するため、現地JETRO事務所等において相談対応等を実施。
- 模倣被害の多発する国・地域における対策方法をまとめた「模倣対策マニュアル」を作成・配布しているほか、セミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供を実施。

【海外において模倣被害を受けた国・地域】

(被害社率・複数回答)

0% 20% 40% 60% 80%



※ 模倣被害があったと回答した企業の中で、当該国・地域で被害を受けた企業の割合
(当該国・地域で被害のあった企業数／模倣被害を受けた企業の総数)

※ アセアン6カ国：インドネシア、タイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、フィリピン
(出典)2012年度模倣被害調査報告書

【模倣被害対策支援】

○個別の相談対応

- ・ 国内外における模倣被害についての相談、弁護士・弁理士による模倣被害の個別相談を実施

○法律事務所、調査会社等の紹介

- ・ 現地において日本語の通じる、或いは日本企業との間で実績を有する法律事務所等を紹介

○企業等への情報提供

- ・ 模倣対策マニュアル等を国・地域ごとに作成、インターネット等を通じ広く提供
- ・ 外国の法制度・運用・模倣対策手法に関する情報をセミナー等を通じて提供

○人材育成支援

- ・ 現地の税関、警察等の執行関係機関の人材育成を支援

○相手国政府への働きかけ

- ・ 日中知的財産権WG等の場を通じて模倣品取締の強化等を要請

II-3.12 日米欧中韓五大特許庁会合

- 企業のグローバルな活動が加速し、国際出願が増加する中、出願増による負担や同一内容の出願を各国別々に審査する審査の重複に伴う負担を軽減するために、特許庁間での協力は不可欠。
- 1983年以降、増加するワークロードへの対処等の協力について、日米欧の三極で行っていたところ、2007年からは、日米欧の三極に中韓を加えた五庁の枠組みにおいて、知的財産における世界的な取組みをリードすべく、五大特許庁長官会合を継続的に開催。

日米欧三極特許庁会合（1983年～：30回）

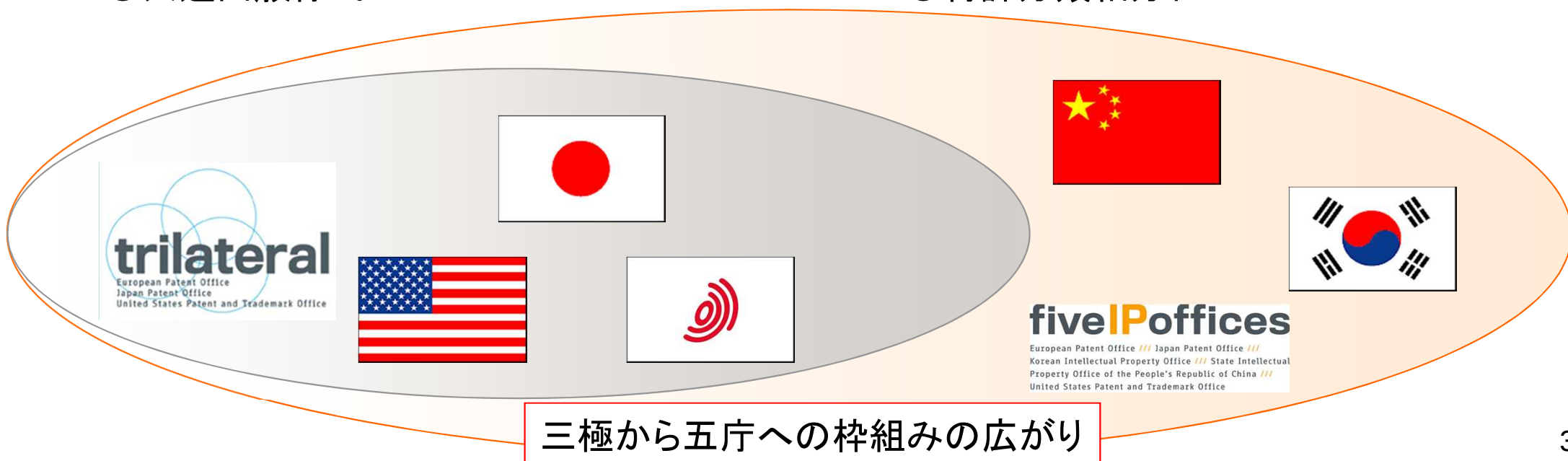
これまでの主な取組み

- ドシエ・アクセス・システム
- 三極法令・審査基準比較研究
- 共通出願様式

日米欧中韓五大特許庁会合（2007年～：6回）

これまでの主な取組み

- ワンポータルドシエ、グローバルドシエ
- 特許制度調和
- 特許分類細分化



Ⅱ-3.13 日アセアン特許庁長官会合

- アセアンは我が国にとって重要な経済圏であり、進出する日系企業としてもアセアンでの特許・意匠・商標の取得・活用のニーズは高い。しかし、国際条約への加盟の遅れや不十分な審査能力等、制度・運用に課題が存在。
- 日本国特許庁として、成長著しいアセアンの更なる経済発展及び進出する日系企業の事業活動支援のため、2012年以降、日アセアン特許庁長官会合を定期的に行い、アセアンへの知財協力を強化。

日アセアン長官会合

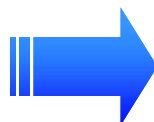
- 第1回会合(2012年2月に東京で開催)
アセアンの経済成長のための知財保護強化、
アセアンへの日本の協力を確認する「東京知財声明」を採択
- 第2回会合(2012年7月にシンガポールで開催)
アセアン各国における産業財産権制度の改善や、
審査手続の透明化等を規定した協力覚書への署名・行動計画の採択
- 第3回会合(2013年4月に京都で開催)
東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)や世界知的所有権機関(WIPO)との協力を盛り込んだ行動計画の採択

第3回会合で採択した行動計画の概要

- ERIAやWIPOといった関係機関との連携強化による模倣品対策等に関する協力の推進
- アセアン各国知的財産庁と審査情報を共有するための共通システム基盤の構築によるIT支援の強化
- 特許分類や文献検索、特許審査ハイウェイに関するセミナーなど審査実務への支援強化



知財保護環境の整備により、進出する日系企業の事業活動を支援



模倣品対策等アセアンにおける知財保護環境整備の進展、
アセアン各国知財庁における審査の質の向上が期待される

- 日米欧で共通認識を形成しつつ、出願件数が爆発的に増加する中国を交えた五大特許庁会合などの場を活用して制度調和の議論を主導。その他の先進国にも議論を展開。
- 各国制度調査研究を主導しつつ、研究結果を踏まえ各庁専門家による議論を深化。議論の制度調和に向けた関心・議論の推進力の維持。

テゲルンゼイ会合

日米欧の三極特許庁と欧州主要国（英、独、仏、デンマーク）の特許庁による枠組み

- 欧州特許庁に加え、欧州特許条約を改正する権限を有する欧州主要国を交えた共通認識の形成の場として期待（欧州特許庁は条約で規定される組織であり、条約を改正する権限がない。）
- 主に4つの重要項目（グレースピリオド、18ヶ月公開制度、先使用权、衝突する出願）について議論
- 現在、ユーザーからの意見を聴取し、専門家による議論を継続しているところ

五大特許庁会合

- 2011年 五大特許庁長官会合において制度調和について議論を開始し、特許制度調和専門家パネルを設置
- 現在、専門家による制度・運用の調査研究結果に基づき、議論を進めているところ

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

1. 審査の迅速化
2. 中小企業・地域への支援措置
3. グローバル展開・制度調和

4. 特許出願技術動向調査

国際的・戦略的な知財人材の育成
特許庁業務・システム最適化計画

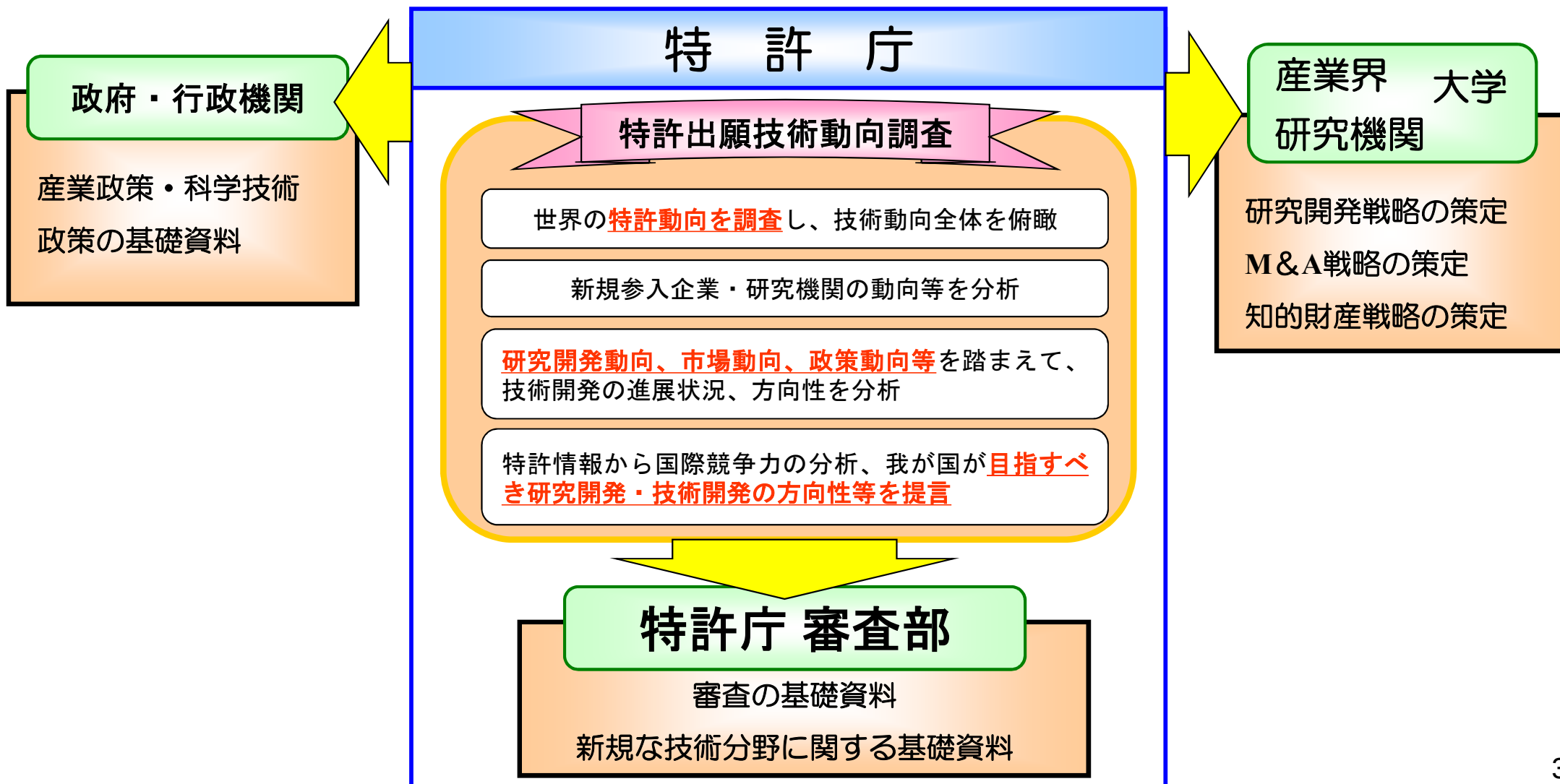
III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

Ⅱ-4.1 特許出願技術動向調査

- 「特許情報」を活用した「技術動向の分析と情報発信」を行うために、科学技術基本計画において定められた分野を中心に、技術の発展が見込まれる分野または社会的に注目されている分野について内外の特許出願・学術論文を分析し、産業界等に発信（特許審査にも利用）。



Ⅱ-4.1 特許出願技術動向調査～過去のテーマ一覧～

		テーマ名		テーマ名		テーマ名		テーマ名			
11FY	1	特許から見た食料安全保障の検証	15FY	1	PDP表示制御	19FY	1	バイオセンサー・酵素・微生物を利用した電気化学計測	23FY	1	電子ペーパー
	2	特許から見た容器包装分野の環境技術の現状と今後の課題		2	光集積回路		2	ヒートアイランド対策技術－緑化技術と機能性舗装－		2	医用画像の利用技術
	3	バイオテクノロジーの環境技術への応用		3	電子地図(GIS)利用技術		3	ディーゼルエンジンの有害排出物質の低減技術		3	イオン発生装置及びその応用技術
	4	個人認証を中心とした情報セキュリティ		4	ネットワーク関連POS		4	半導体の機械加工技術		4	機能性皮膚化粧品
12FY	1	省資源・長寿命化住宅		5	ナビゲーションシステム		5	メタンハイドレート		5	炭素材料及びその応用技術
	2	環境計測・分析技術		6	先端癌治療機器		6	幹細胞関連技術		6	インターネットテレビ
	3	電子ゲーム		7	ポスト・ゲノム関連技術－産業への応用－		7	カラオケ関連技術		7	携帯高速通信技術(LTE)
	4	高性能光ファイバ		8	再生医療		8	バイオメトリック照合の入力・認識		8	水処理膜
	5	次世代フラットパネルディスプレイ		9	光触媒	12FY更新	9	電子ゲーム	18FY更新	9	燃料電池
	6	医療機器		10	半導体試験・測定システム	14FY更新	10	自然冷媒を用いた加熱冷却	24FY	1	高効率照明
	7	サプライチェーン・マネージメント		11	LSIの多層配線技術	13FY更新	11	固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術		2	パワーコンディショナ
	8	自動車と環境		12	電子計算機のユーザーインターフェイス	12FY更新	12	光伝送システム		3	インスタント麺
	9	バイオテクノロジーの環境技術への応用		13	移動体通信方式	20FY	1	太陽電池		4	スマートグリッドを実現するための管理・監視技術
	10	バイオテクノロジーの医療分野への応用		14	携帯電話端末とその応用		2	車両用施錠技術		5	タッチパネル利用を前提としたGUI及び次世代UI
	11	バイオテクノロジー基幹技術	16FY	1	プラズマディスプレイパネルの構造と製造方法		3	電気推進車両技術		6	磁性材料
	12	チップ・サイズ・パッケージ		2	自然災害対策関連技術		4	多層プリント配線基板		7	人工光合成
	13	燃料電池		3	放電灯点灯回路		5	バイオベースポリマー関連技術		8	光エレクトロニクス
	14	薄膜形成技術		4	非鉄金属材料の溶接		6	マイクロアレイ関連技術	20FY更新	9	太陽電池
	15	鋼板の製造		5	回転機構の振動防止		7	インターネット社会における検索技術	21FY更新	10	リチウム二次電池
	16	デジタルテレビジョン技術		6	インクジェット用インク		8	デジタルカメラ装置			
	17	情報機器・家電ネットワーク制御技術		7	自動車軽量化技術	14FY更新	9	フォトマスク			
	18	コンテンツ記録用メモ리카ード		8	遺伝子関連装置技術	15FY更新	10	ネットワーク関連POS			
	19	光伝送システム		9	半導体製造装置プロセス管理技術	15FY更新	11	再生医療			
	20	ナノ構造材料技術		10	カラーマッチング・マネージメント技術	12FY更新	12	情報機器・家電ネットワーク制御技術			
13FY	1	デジタルコンテンツ配信・流通に関する技術	11	バイオインフォマティクス	21FY	1	加速度センサ				
	2	インターネットプロトコル・インフラ技術	12	ICタグ		2	有機EL表示装置の駆動技術				
	3	IT時代の実装技術－システム・イン・パッケージ技術	17FY	1		有機EL素子	3	LED照明			
	4	プログラマブル・ロジック・デバイス技術		2		内視鏡	4	多用途共振・制振・除振システム			
	5	ポスト・ゲノム関連技術－蛋白質レベルでの解析とIT活用－		3		液晶表示装置の画質向上技術	5	リチウムイオン電池			
	6	固体廃棄物及び汚染土壌の処理技術		4		多機能空気調和機	6	導電性ポリマー関連技術			
	7	都市基盤回復技術		5		人工器官	7	立体テレビジョン			
	8	電子ロックシステム		6		画像記録装置における記録媒体取扱技術	8	無線LAN伝送技術			
	9	高記録密度ハードディスク装置		7		電動機の制御技術	9	緑なし印刷技術			
	10	半導体露光技術		8		マグネシウム合金構造用材料の製造技術	12FY更新	10	サプライチェーン・マネジメント		
	11	ナノテクノロジーの応用		9		色素増感型太陽電池	15FY更新	11	光触媒		
	12	ロボット		10		RNAi(RNA干渉)	14FY更新	12	暗号技術		
	13	航空機(民需用)		11	デジタル著作権管理(DRM)	22FY	1	トイレの洗浄装置			
	14	自動車の操縦安定性向上技術		12	電子商取引		2	電子写真装置の定着技術			
	15	自動車の乗員・歩行者保護技術		13	光ピックアップ技術		3	風力発電			
14FY	1	ライフサイエンス		18FY	1		ズームレンズ系技術	4	レーザ加工技術		
	2	医用画像診断装置	2		電子写真装置の全体制御技術		5	ドラッグデリバリーシステム(DDS)			
	3	音声認識技術	3		警報システム		6	グリーンパワーIC			
	4	ブロードバンドを支える変復調技術	4		半導体洗浄技術		7	音楽製作技術			
	5	暗号技術	5		ナノインプリント技術及び樹脂加工におけるサブマイクロ成形加工技術		8	電池の充放電技術			
	6	建設IT技術	6		リコンフィギャラブル論理回路		9	ゴルフクラブ及びゴルフボール			
	7	SOI(Silicon On Insulator)技術	7		最新スピーカ技術－小型スピーカを中心に－		15FY更新	10	先端癌治療機器		
	8	半導体設計支援(EDA)技術	8		ロボット		19FY更新	11	幹細胞関連技術		
	9	環境低負荷エネルギー技術	9		燃料電池		12	電気化学キャパシタ			
	10	自然冷媒を用いた加熱冷却	13FY更新		10	ナノテクノロジーの応用－カーボンナノチューブ、光半導体、走査型プローブ顕微鏡－					
	11	ナノテクノロジー－ボトムアップ型技術を中心に－	12FY更新		11	ポストゲノム関連技術－蛋白質レベルでの解析等－					
	12	フォトマスク	13FY更新		12	高記録密度ハードディスク装置					
	13	先進安全自動車(運転負荷軽減技術)	13FY更新								
	14	次世代工作機械(高精度・高効率・環境対応・超精密機械加工技術)	13FY更新								

★ 平成18年度より更新テーマの調査を開始
★ 平成24年度までに171テーマの調査を実施

★ 平成18年度より更新テーマの調査を開始
★ 平成24年度までに171テーマの調査を実施

- 特許庁、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)が有する人材育成に関する知識・ノウハウ経験の提供を目的として研修メニューを作成。
- 知的財産制度ユーザを対象とした、実務知識の習得、業務実践能力の向上、業務スキルの醸成等を目指す。

調査業務実施者 育成研修

目的: 先行技術調査実務に求められる能力を習得

対象: 登録調査機関で調査業務を行う人材

調査業務実施者 スキルアップ研修

目的: 調査業務指導者に求められる能力を習得

対象: 登録調査機関に所属する調査業務を行う人材

検索エキスパート 研修

目的: 先行技術調査のノウハウ、特許要件の判断手法の習得

対象: 企業の知財部員、特許調査企業の従業者、科学技術研究者

審査基準討論研修

目的: 特許・意匠の審査基準に基づき特許要件の判断手法を習得

対象: 企業の知財部員、弁理士等

拒絶理由通知応答 研修[意匠]

目的: 拒絶理由通知の内容理解、的確な対応を行う実践能力を習得

対象: 意匠に関わる企業の知財部員、弁理士

知的財産活用 研修(活用検討)

目的: 知的財産経営に役立てるための判断能力を醸成

対象: 中小・ベンチャー企業の経営者・知財担当者等

知的財産活用 研修(検索)

目的: 特許情報を活用し、研究開発のテーマ・方向性を判断するための調査能力を醸成

対象: 中小・ベンチャー企業の知財担当者、大学研究者等

知的財産権研修

目的: 知財関連業務担当者の実践能力を向上

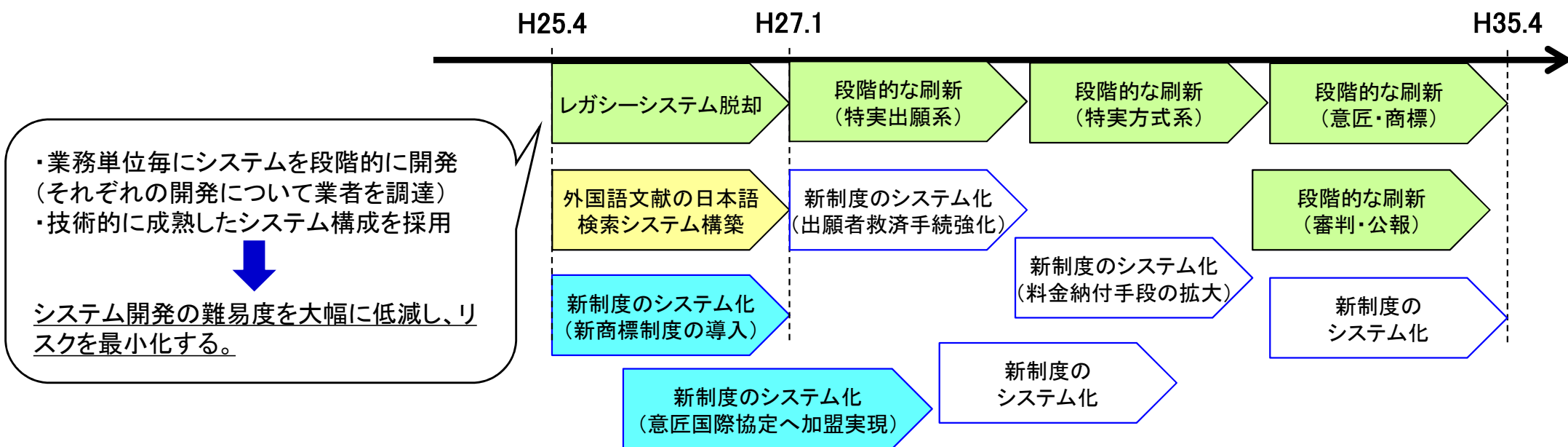
対象: 中央省庁・地方自治体・公的研究機関・教育機関等の職員

※上記研修に加え、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)にて特許庁職員向け研修を実施

Ⅱ-4.3 特許庁業務・システム最適化計画

- 平成25年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」を決定・公表。
- システムを一括刷新する大規模開発ではなく、段階的に刷新する方式を採用し、技術的な難易度を低減するとともに、対応ニーズの高い新たな政策を早期に順次実現する。
- 特に喫緊の課題である特許・実用新案の基幹システムの旧型システムからの脱却、外国語文献の検索環境強化等を、平成26年度中に実現する。
- 今後、10年間で全ての業務システムについて簡素化された信頼性の高いシステムに刷新する。

今後のシステム開発プロジェクト(段階的刷新)



※「特許庁業務・システム最適化計画」改定の経緯

特許庁のシステムを刷新するため「特許庁業務・システム最適化計画」を平成16年に策定し、平成18年より開発を開始。しかし、第三者委員会による技術的検証の結果を踏まえて、平成24年1月にプロジェクトを中断し、計画を改定することとした。

改定計画は、外部ITベンダ等からの技術的意見・提案を活用しつつ、第三者委員会による審議等を踏まえて作成し、パブリックコメントを経た上で決定・公表。

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

1. 我が国における特許出願動向

2. 海外における出願傾向と新興国における日本のシェア

3. 知財の取得・活用を巡る課題

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

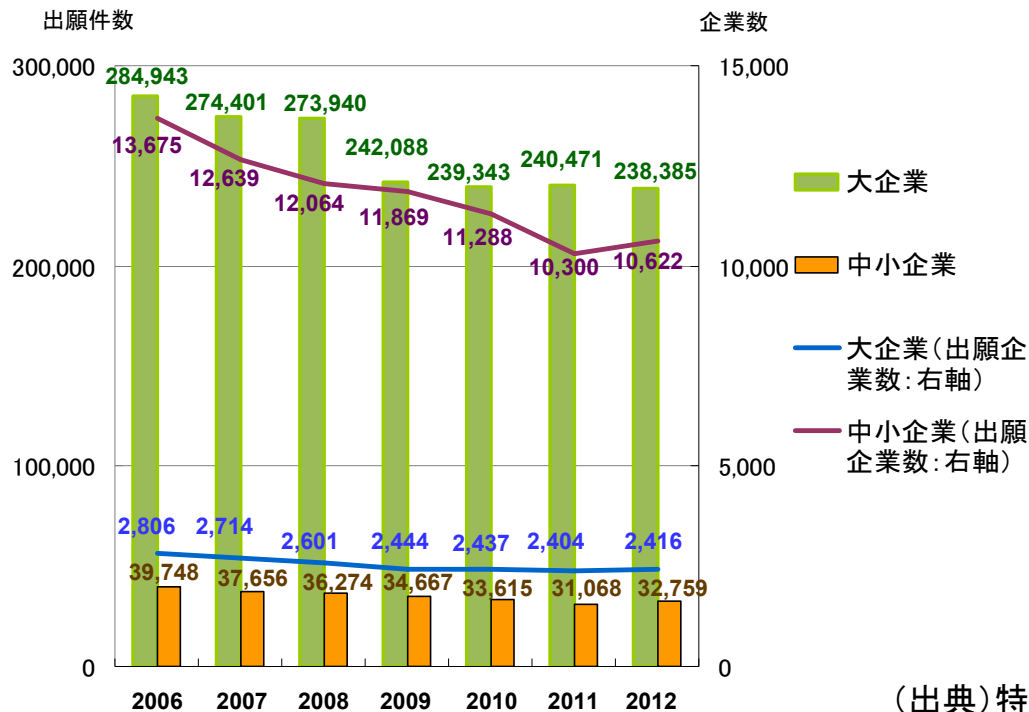
第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

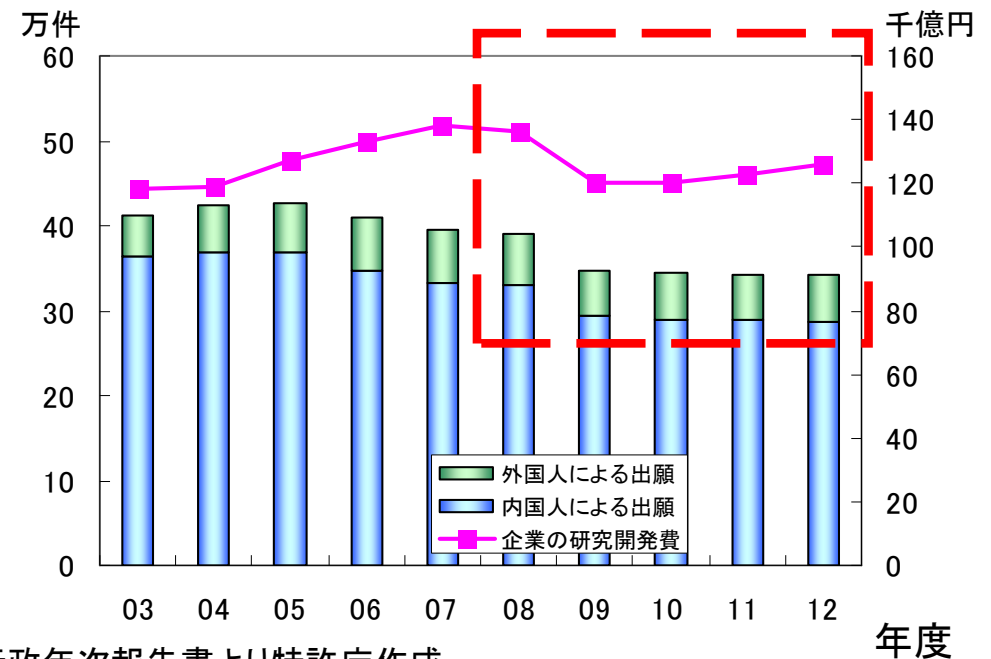
Ⅲ-1.1 特許出願数の傾向 国内出願動向①

- リーマンショックを契機に我が国企業の研究開発費は急減。その後も、震災による影響や円高による業績悪化に伴い、引き続き低迷。
- 我が国の特許出願件数は、近年は緩やか減少傾向にあるが、2012年に下げ止まりの兆しを見せた。

大・中小企業の出願件数/企業数の推移



国内出願件数と研究開発費の比較



(出典)特許行政年次報告書より特許庁作成

(なお、企業R&D費については、科学技術研究調査報告書(総務省統計)より作成)

➡ 近年は緩やか減少傾向にあるが、2012年に下げ止まりの兆しを見せた

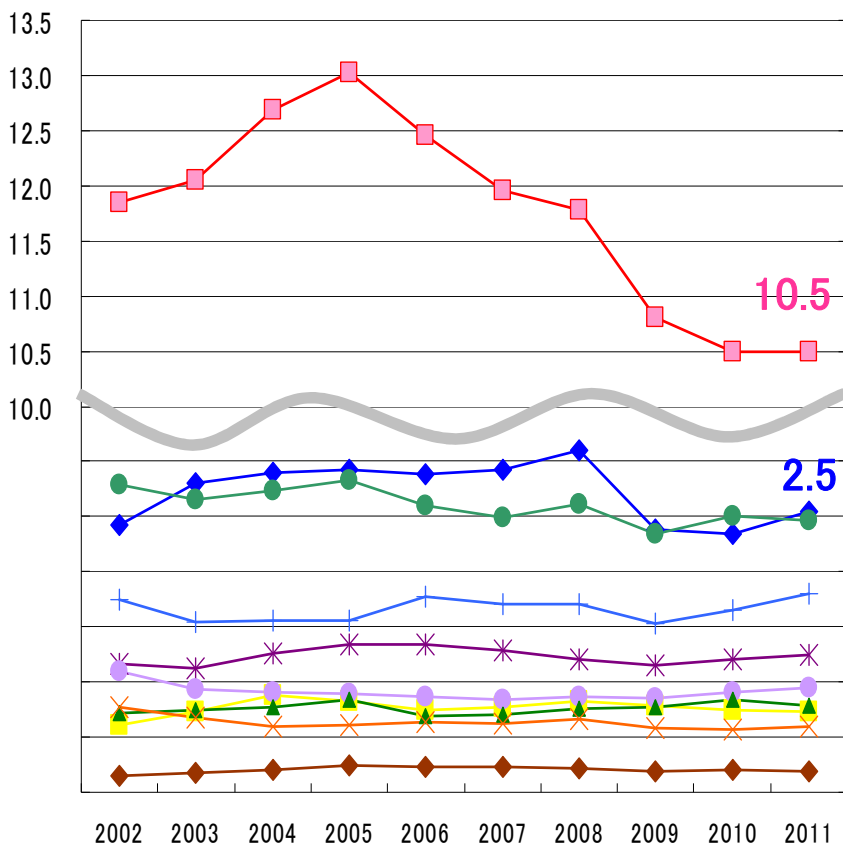
➡ 2009年の経済危機を契機に、研究開発費が削減され、同時に特許出願数も大きく減少(前年比▲12%)

Ⅲ-1.1 特許出願数の傾向 国内出願動向②

- 出願件数を業種別に見た場合、大企業では電気機器産業が大きく減少。
- 中小企業の出願件数は、特許出願製造業の業種がほとんどの割合を占めている。

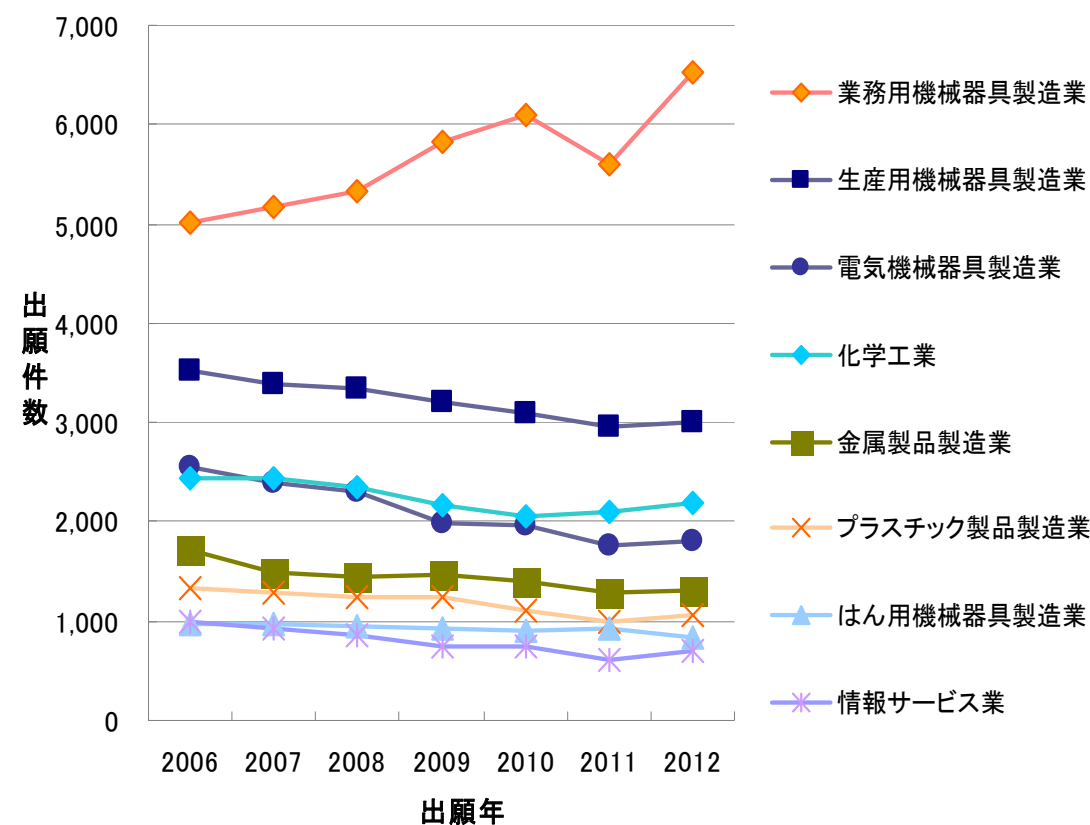
業種別特許出願件数(大企業)

出願件数(万件・電気機器のみ)



*2011年特許出願件数上位300社

業種別特許出願件数(中小企業)

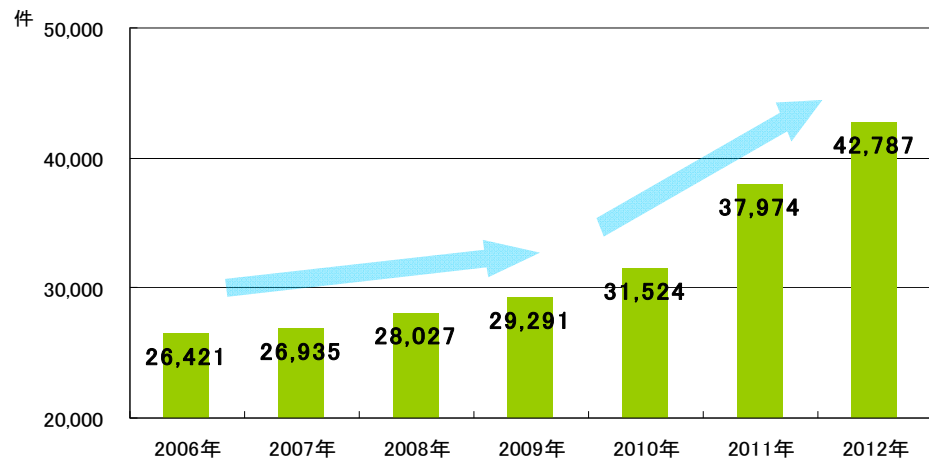


特許庁調べ

Ⅲ-1.2 特許出願数の傾向 海外への出願動向

■ 国内へ出願される特許件数が減少傾向にある中、企業の海外展開に伴い、我が国企業は、特許・意匠・商標ともに、海外への出願を増加させている。

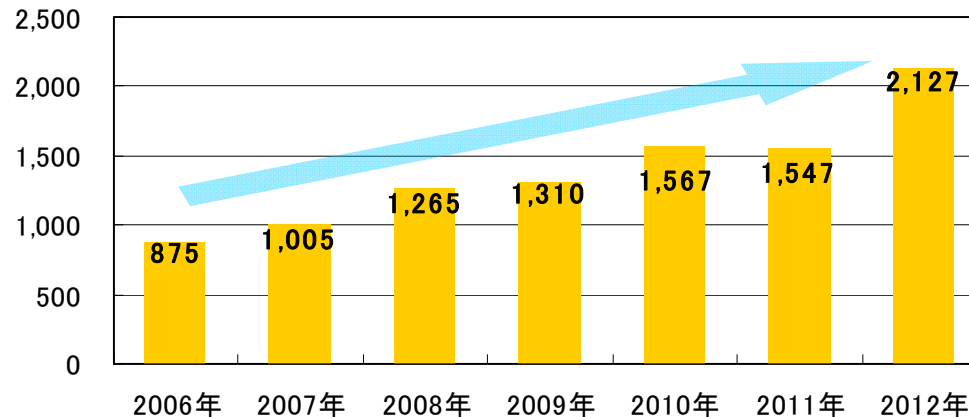
■ 日本からの国際特許(PCT)出願件数の推移



(出典)2013年版特許行政年次報告書

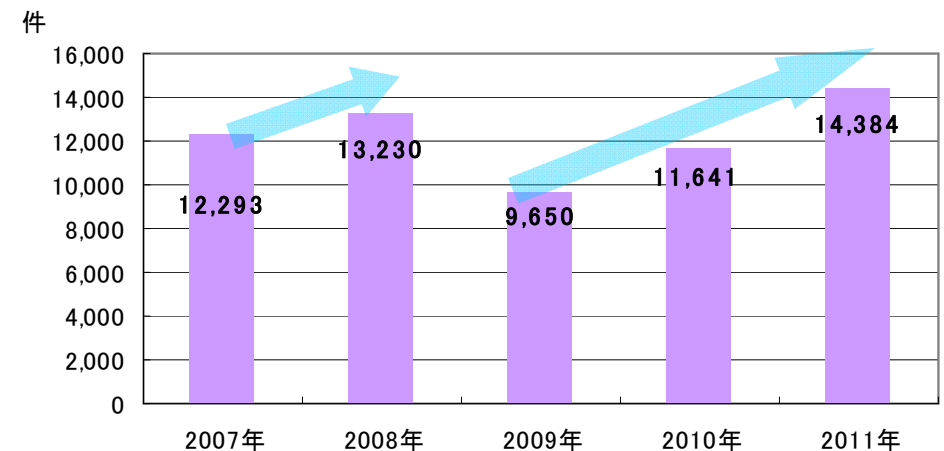
出願件数(本国官庁)
(件)

■ 日本からの商標の 国際登録出願件数の推移



(出典)2013年版特許行政年次報告書

■ 我が国出願人の海外への意匠出願件数の推移



(出典)WIPO統計

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

1. 我が国における特許出願動向

2. 海外における出願傾向と新興国における日本のシェア

3. 知財の取得・活用を巡る課題

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

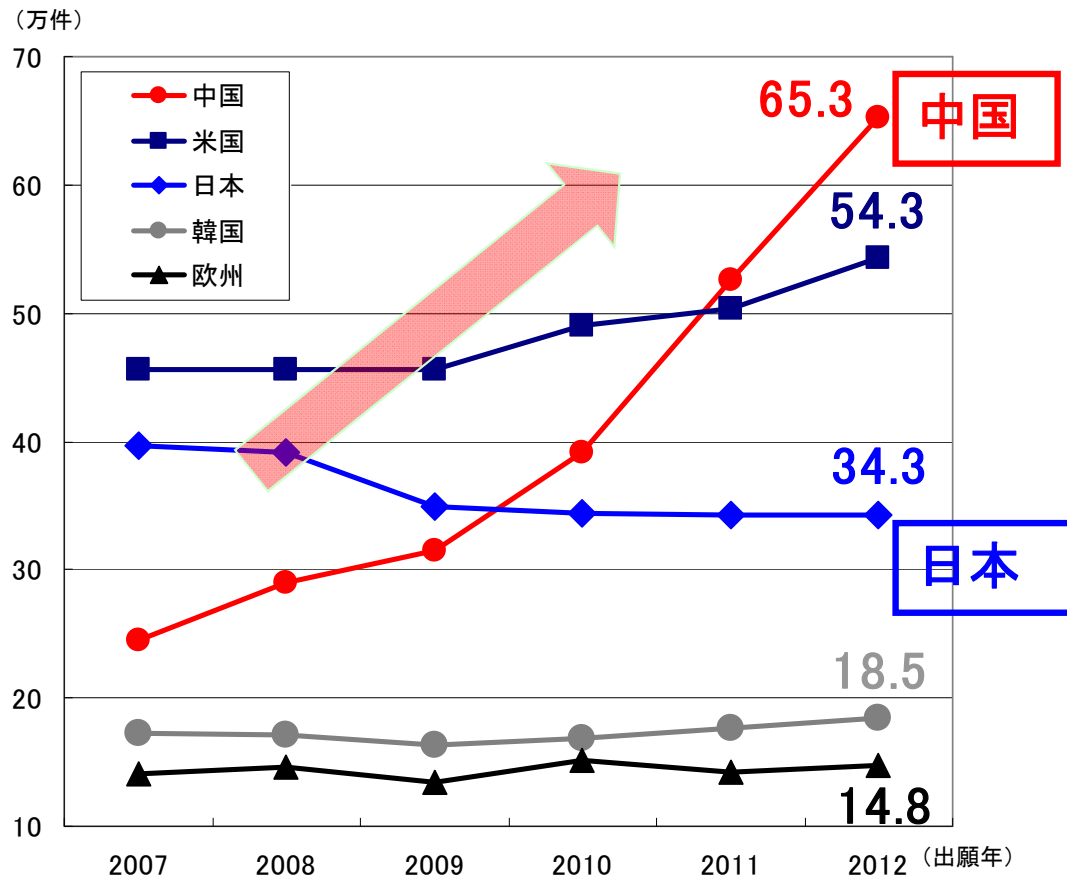
第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

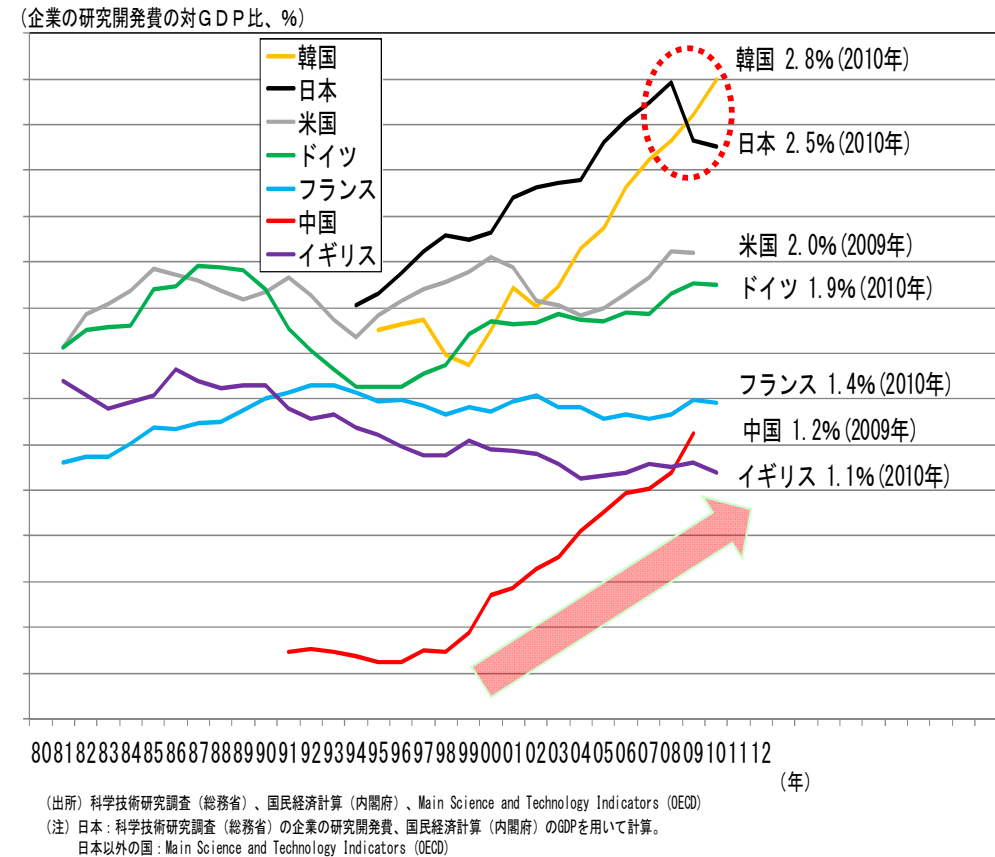
Ⅲ-2.1 知財分野で台頭する中国

- 中国は特許出願件数で我が国及び米国を上回り、2011年に世界1位の特許出願がなされる国に。
- 企業部門の研究開発費の対GDP比においても、2000年以降急増。

日米欧中韓への特許出願件数



主要国における企業部門の研究開発費の対GDP比



Ⅲ-2.2 主要国の出願動向 中国の台頭

- 国際特許出願(PCT)件数ランキングは、2006年から2012年の6年間で大きく変化。
- 2012年のランキングでは、中国企業2社が前年に引き続き、トップ5にランクイン。

【2006年の国際特許出願件数ランキング】

	出願人名	国籍	件数
1	フィリップス	NL	2495
2	松下電器産業	JP	2344
3	シーメンス	DE	1480
4	ノキア	FI	1036
5	ボシュ	DE	962
6	3M	US	727
7	BASF	DE	714
8	トヨタ自動車	JP	704
9	インテル	US	690
10	モトローラ	US	637

わずか
6年
の間に
...

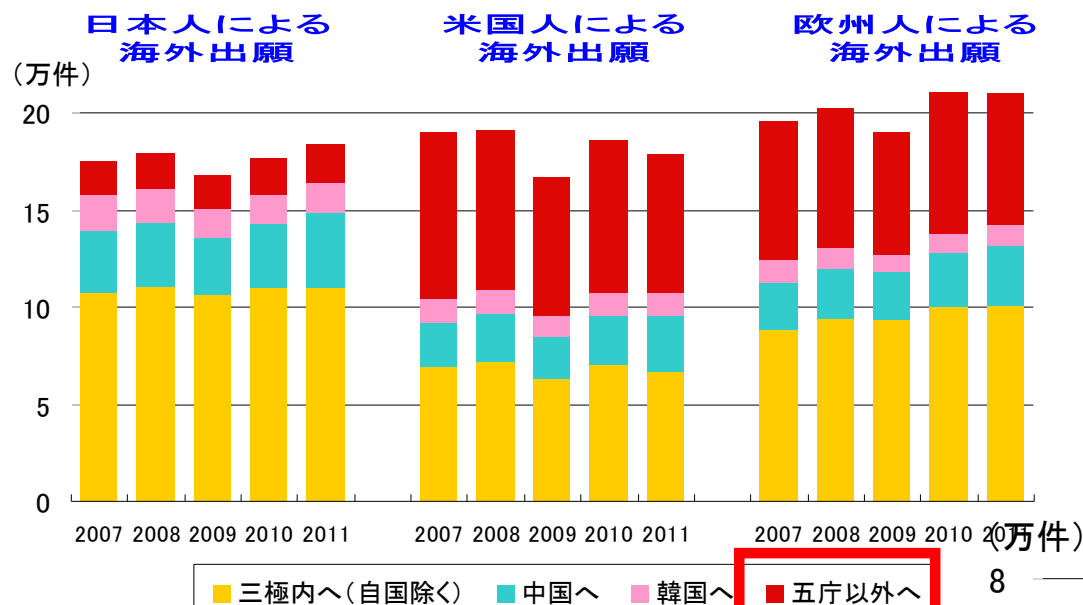
【2012年の国際特許出願件数ランキング】

	出願人名	国籍	件数
1	ZTE	CN	3906
2	パナソニック	JP	2951
3	シャープ	JP	2001
4	華為技術	CN	1801
5	ボシュ	DE	1775
6	トヨタ自動車	JP	1652
7	クアルコム	US	1305
8	シーメンス	DE	1272
9	フィリップス	NL	1230
10	エリクソン	SE	1197

Ⅲ-2.3 新興国等を含めた主要国のグローバルな特許出願

- 日本の出願人は、日米欧中韓を中心に特許出願する傾向がある（意匠・商標についても同様の傾向）。
- 欧米の出願人は、五庁以外の国・地域へも出願し、日本の出願人の3～4倍程度（2011年）の特許出願を行っており、近隣国のASEAN諸国に対する出願を比べても、日本より米国・欧州からの出願の方が多い。

日米欧出願人による海外出願状況（特許）



（出典）WIPO統計（2012年11月現在）

（注）欧州：EPC加盟国。

・ 欧州からの出願件数は、各年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数。

・ 欧州への出願件数は、欧州特許庁及び各年末時点のEPC加盟国の各特許庁への出願件数。

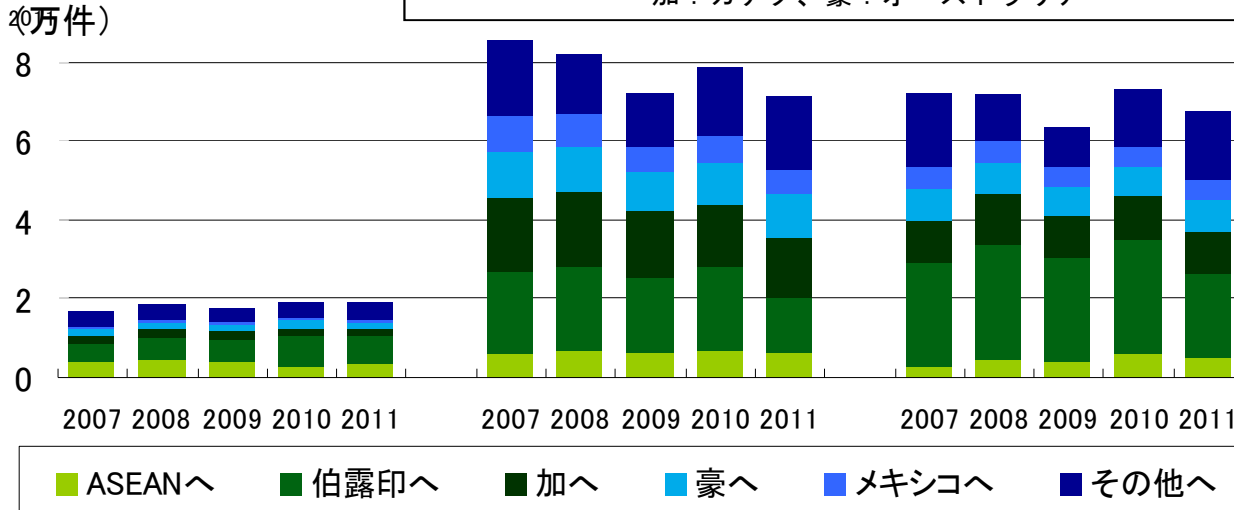
（注）2011年における五庁以外への出願件数は未確定（ブラジルへの出願件数は未定）。

（注）「五庁以外」及び「その他」には、台湾への出願は含まれていない。

（注）「ASEAN」は、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの件数に限る。

（略表記）伯：ブラジル、露：ロシア、印：インド、加：カナダ、豪：オーストラリア

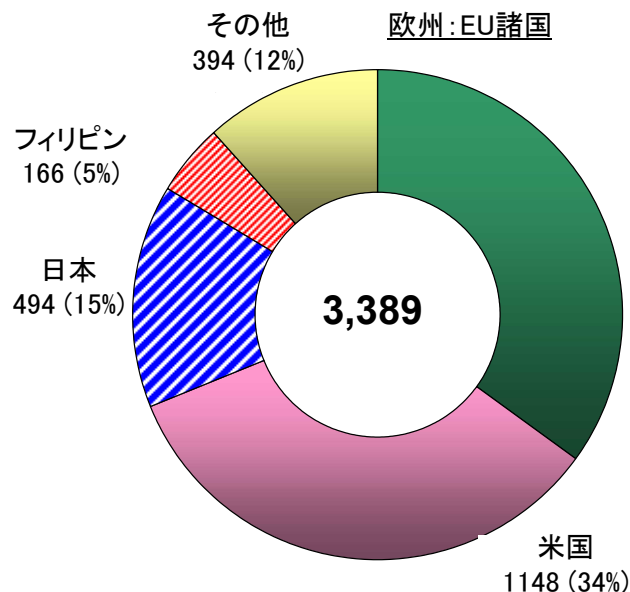
五庁以外への海外出願の内訳



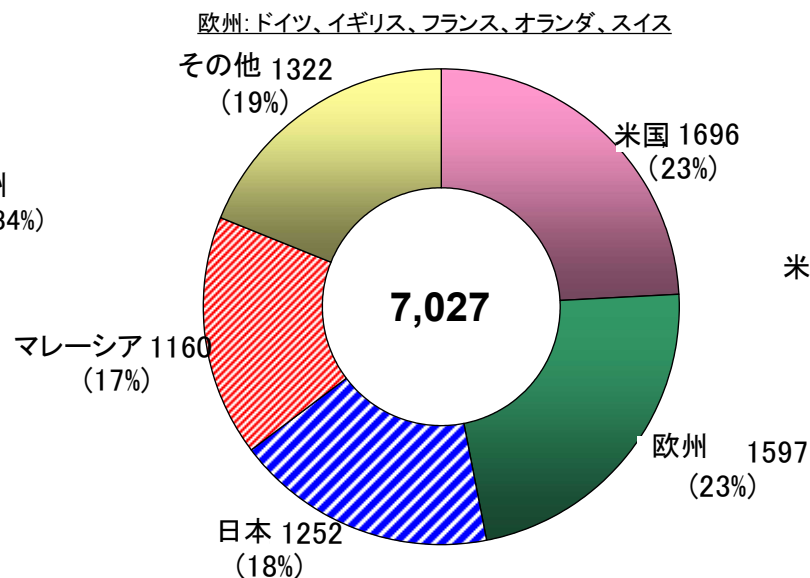
Ⅲ-2.4 新興国における特許出願シェア(ASEAN)

■ ASEAN諸国における日本企業の特許出願は欧米企業に比べて低調。

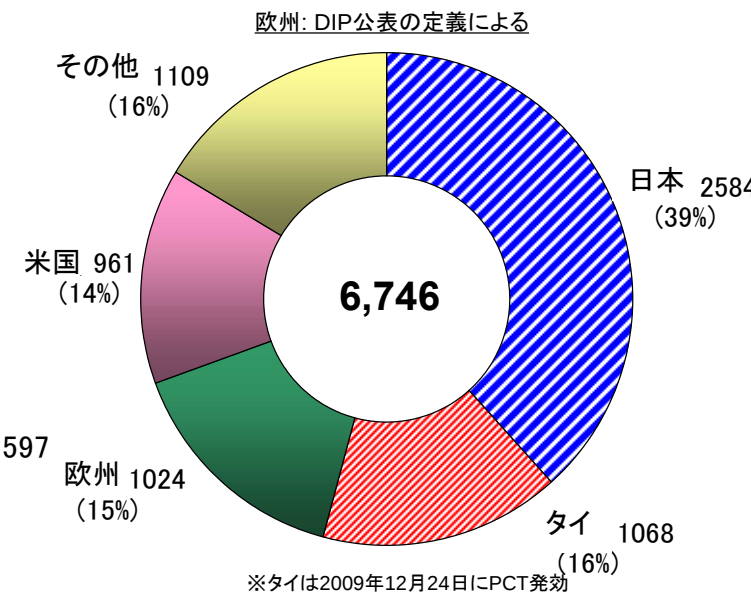
【フィリピン(2010年)】



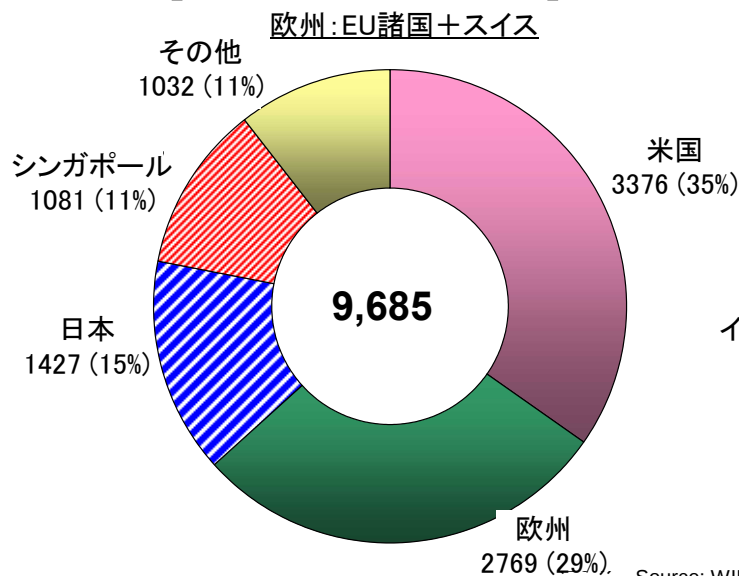
【マレーシア(2012年)】



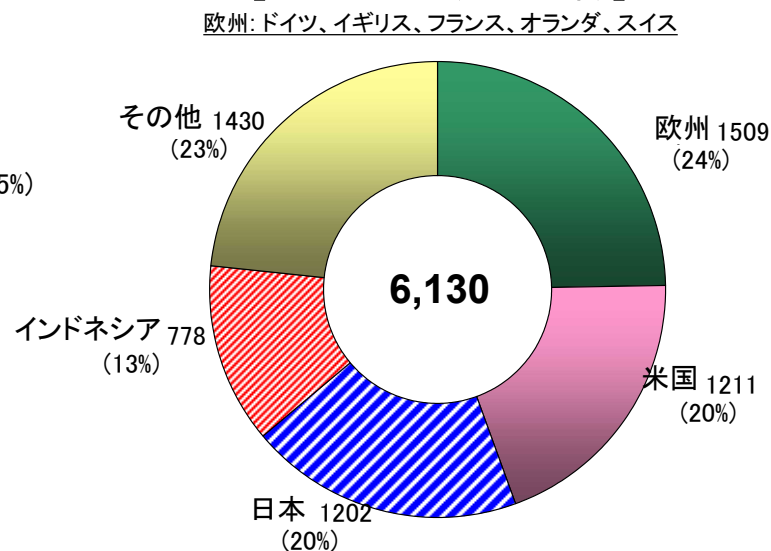
【タイ(2012年)】



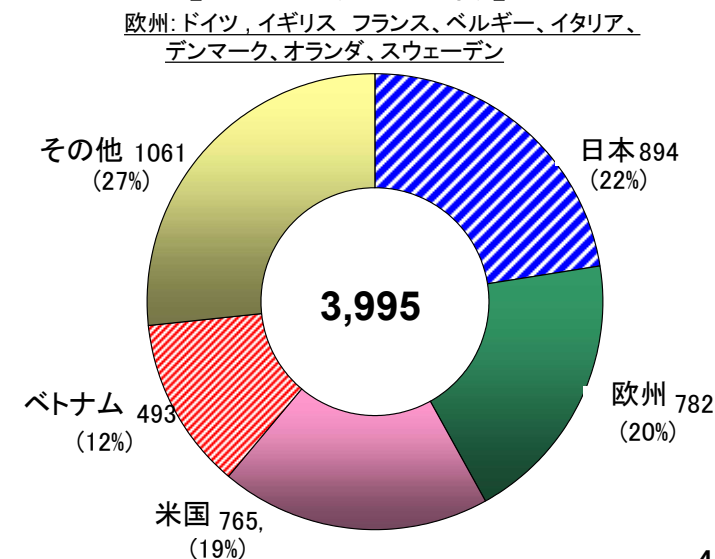
【シンガポール(2012年)】



【インドネシア(2011年)】



【ベトナム(2011年)】



第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

1. 我が国における特許出願動向

2. 海外における出願傾向と新興国における日本のシェア

3. 知財の取得・活用を巡る課題

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

Ⅲ-3.1 イノベーション戦略の変遷と知財の取扱いの重要性

- 過去10年における企業のものづくりは、自前主義からオープンイノベーションへと変革。
- 知財戦略も、秘匿または知財権の独占的排他権を実施(クローズ化)するだけでなく、他社に公開またはライセンスするか(オープン化)して、自社利益拡大の検討・選択をするといった対応に変化。

自前主義の知財戦略

過去10年のものでづくりの変革

- ・ 経済のグローバル化
- ・ 市場ニーズの変化の急な加速

- ・ 製品のライフサイクル短縮化
- ・ 技術の一層の高度化・複雑化

オープン・イノベーションの知財戦略 (知的財産権の取扱いが鍵)

【オープン・クローズ戦略の基本フレーム】

コア領域を特定

オープン化

クローズ化

- ◆ 他社に自社技術の使用を許すこと
 - ・ 標準化
 - ・ 無償実施によるデファクトスタンダード化
 - ・ 定額/高額ライセンス
 - ・ クロスライセンス

特許取得

- ◆ 独自技術などを秘匿化 (ノウハウ)

◆ 知財の占有化

- ・ 独占実施
- ・ 権利侵害差し止め

特許取得

【欧米企業のオープン・クローズ戦略事例】

	アップル (米)	インテル (米)	ボッシュ (独)
オープン / 標準化領域	スマートフォン端末の製造工程を EMS 企業に開示 (オープン化)	PC 周辺機器 (マザーボード) の製造技術をアジア企業に開示 (オープン化)	自動車 ECU 基本ソフトウェア「Autosar」の標準化を主導 (標準化)
クローズ領域	デザイン (意匠権) タッチパネル技術 (特許・他社にライセンスせず)	MPU (ブラックボックス化)	アプリケーション開発の制御パラメータ (ブラックボックス化)

Ⅲ- 3.2 特許審査の質に関する国内外の取組・議論

- 日米欧三極のユーザー団体と三極特許庁の共通の関心事項として、特許出願に関する増大する審査負担に対する適時の処理手続きと、無用な訴訟を回避する上での質の高い審査の重要性が認識された(2007年三極会合)。日:知財協、米:AIPLA、IPO、
- 我が国ユーザーからも、JPOのサーチ・審査の質の維持向上に対する要請が出てきている(2013年6月「特許審査等の質についてのユーザーアンケート報告書」)。

ユーザーの声

- ✓ 「日本で登録されたものは海外でも日本の審査結果が利用されるようにしてほしい。」
- ✓ 「日本の特許庁で審査され登録された特許は、世界一の品質で完成されることを望む。」

- こうしたユーザーニーズに応え国際的に信頼される高品質な特許審査を行うべく、JPOは、品質監理体制の強化を図りつつ、関連施策を充実化。
- 特許の質については、米国での特許制度改革(米国発明法の成立)や欧州での品質管理体制の強化が行われる等、世界的な関心が高まっている。

JPOの取組・体制

- ・審査の質を維持向上を望む声の高まり
「個々の審査官、審判官が統一的かつ安定した特許権の付与を行えるよう…必要な措置を講ずる。」(知的財産推進計画(2006))
「これまでその維持に努めてきた審査の質を落とすことにはならない」(特許審査迅速化・効率化行動計画(2006))
→ 2007年4月 品質監理室設置
- ・特許審査の品質監理の強化
「国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、品質監理体制を強化し、特許審査に関する品質ポリシー策定やユーザーによる品質評価など世界水準の品質監理を実施する」(知的財産推進計画(2011))
→ 2012年 品質監理施策の拡充
-ユーザー評価の収集規模拡大
-決裁前サンプルチェック試行
-PCTに関する協議

国際的な取組・議論

- ・2004年3月 PCTガイドライン21章
「各機関は、…品質マネジメントシステム(QMS)を確立し、これを維持しなければならない」点等を規定(21.03)
- ・2008年～2009年 日米欧三極協力
・共通品質監理システムの検討を開始
・品質管理を強化し、品質改善策の調査を行うことに合意
- ・2008年10月 五大特許庁長官会合
品質監理と特許実務の共通化に向けたプロジェクト開始(技術・経済の発展による出願件数の増加に伴う、特許審査の迅速処理及び特許審査の質に対するユーザーの期待への対応)

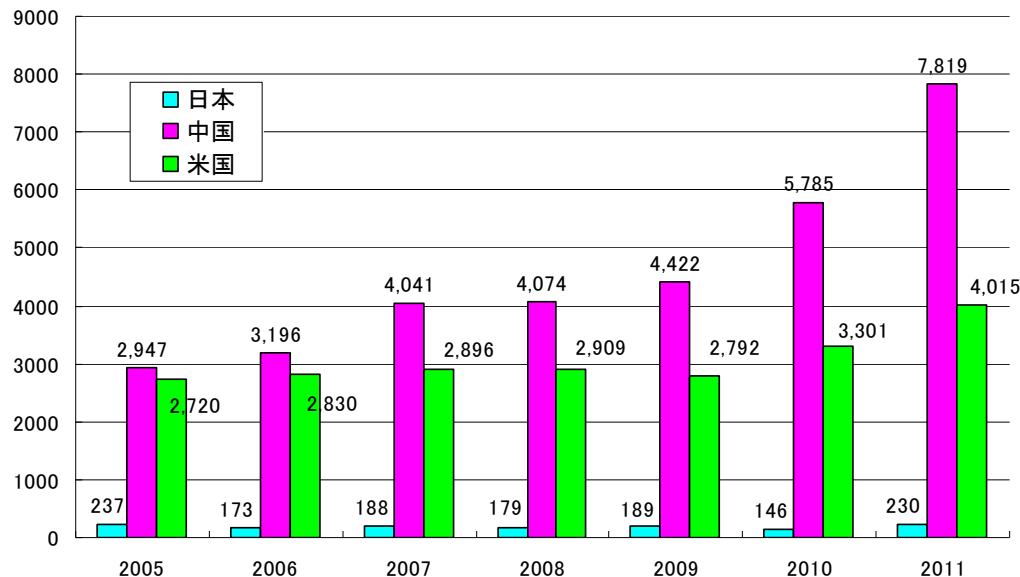
他国における動向

- ・2007年3月 USPTO2007-2012戦略計画
「技術革新と競争力の育成を目的に：質が高く適時な特許出願および商標出願の審査を提供し、国内外における知的財産政策を指導し、全世界に知的財産情報および教育を提供する。」
- ・2011年 欧州委員会
欧州特許システムの品質を評価することを目的として、調査を実施
- ・2011年9月 米国
「米国発明法」成立

Ⅲ-3.3 知財を巡る訴訟の激化

- 海外では知財関連訴訟が急増し、パテントロールと呼ばれる存在も出現。
- 日本企業は、国内外で権利行使に対応するための適切な体制が構築できているか。

日米中の知財関連訴訟(特許・実用新案・意匠)



※米国には実用新案制度がない

※※日本中国は1月～12月、米国は10月～9月

中国における高額損害賠償額

損害賠償 支払者

シュナイダー(仏)

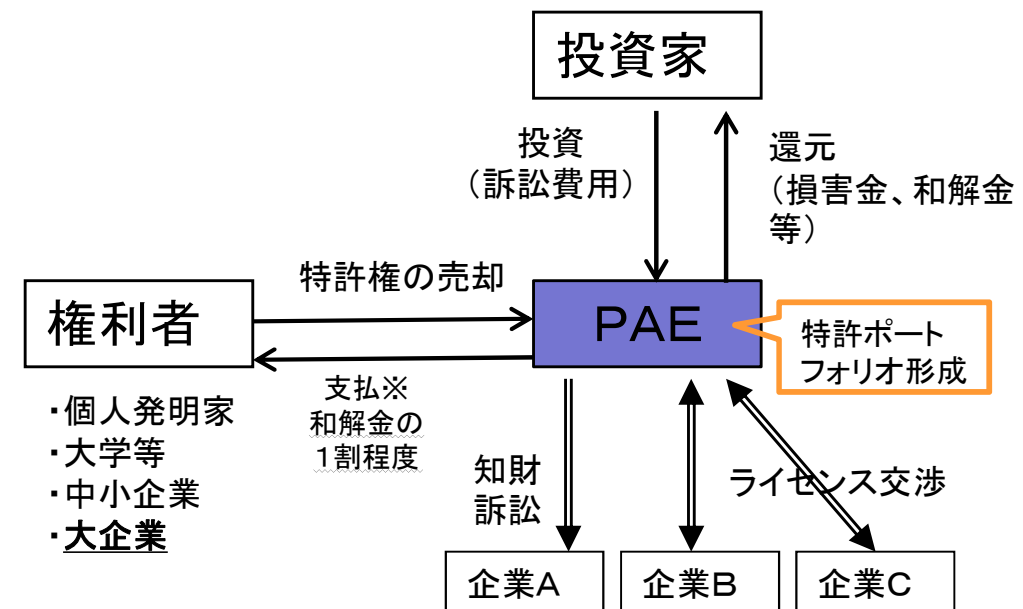
損害賠償額

約43億5,240万円

■ PAE (Patent Assertion Entity)

米国では、自ら実施(生産活動等)を行わず、権利主張のみを専ら行い収益を上げるPAEが活動。PAE関連の知財紛争が多発。

【PAEのビジネスモデル(イメージ)】



第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

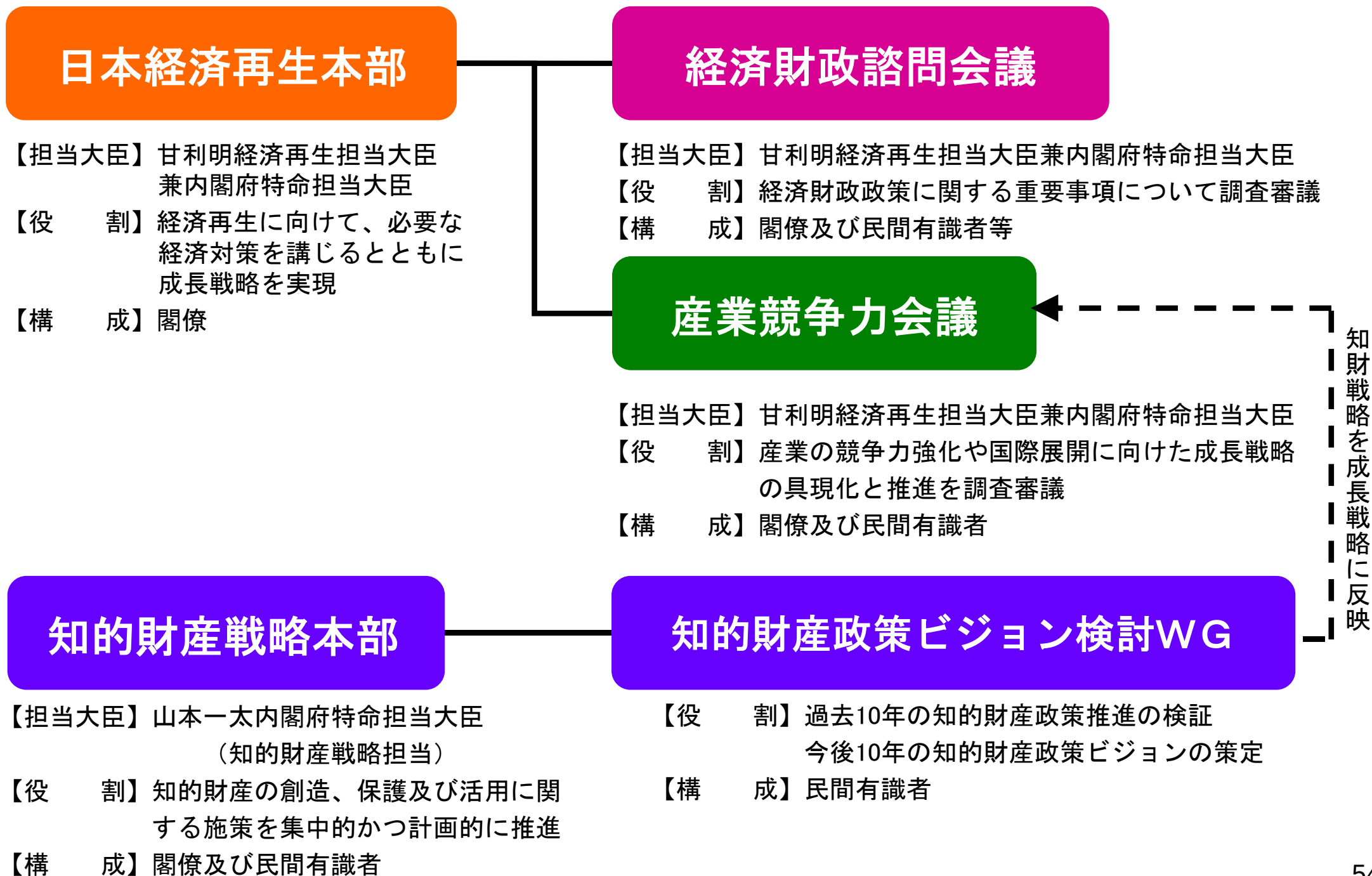
III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について



一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

科学技術イノベーションの推進

知的財産戦略・標準化戦略の強化

○国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現

- ・ **任期付審査官の確保**などの審査体制の整備・強化等により、今年度中に**審査順番待ち期間**を11か月とし、その後の**権利化までの期間**を2015年度中に36か月以内とする。複数技術等の一括審査（まとめ審査）を今年度から開始する。

○新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援

- ・ アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに**特許審査ハイウェイ**（他国で特許となった出願を、早期に審査する制度）の対象国を拡充する。また、製品等のデザインを国際的に保護しやすくするため、**ハーグ協定に対応した意匠制度の見直し**について今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。**中国語特許文献**について、特許庁がデータ受領後6ヶ月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を2015年度中に構築する。

○企業のグローバル活動を阻害しないための職務発明制度の見直し

- ・ 企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、**職務発明**の法人帰属化や使用者と従業者との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。

IV-2「日本再興戦略」における特許庁関係施策②

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

グローバルトップ企業を目指した海外展開促進

○海外M&A・海外展開の促進

- ・中小企業の国際的な知的財産戦略を支援する（**特許出願に係る費用減免**など）。

中小企業・小規模事業者の革新

地域のリソースの活用・結集・ブランド化

○「プレミアム地域ブランド」の創出

- ・**地域団体商標**の登録主体を商工会、商工会議所等に拡充し、利用価値の高い地域ブランドの保護を可能にする**商標制度の見直し**について今年度中に成案を得て、その後関係法改正案を速やかに国会に提出する。また、申請を補助する知財専門家の派遣や相談・申請に係る財政支援などにより、地域団体商標に係る負担の低減と申請ノウハウの向上による迅速な権利化を図り、地域団体商標の活用を促進する。

三. 国際展開戦略

海外市場獲得のための戦略的取組み

<中国、ASEAN等>

- ・既に日系企業によるサプライチェーンが構築され、消費市場が成長してきていること等を踏まえ、ビジネス環境改善と新規分野進出支援を実施する。具体的には、東アジア・ASEAN研究センター（ERIA）を活用し、東アジア経済共同体構築を目指しつつ、広域的な道路・電力網等のインフラ強化や産業政策・法制度整備の支援、知財保護強化等を進めるほか、二国間金融協力を通じた日系企業の現地通貨建て資金調達支援等を行う。2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比2倍を目指す。

IV-3 「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)①

基本方針策定の背景と狙い

○知的財産基本法施行から10年が経過し、その間、知財を取り巻く経済 社会情勢は以下のように急激に変容

- ・ 中国をはじめとする新興国のプレゼンスの向上
- ・ ビジネス環境のグローバル化・オープン化
- ・ クラウドネットワークやソーシャルネットワークなど新しいコンテンツビジネスの出現 など

○我が国は長い伝統・豊かな文化、幅広い分野の最先端技術を有しながら、その戦略的活用においては他国に後れをとっており、我が国産業の競争力強化・国民生活の向上のため、**我が国は危機感とスピード感を もってその知的財産を強みとし、世界のリーダーシップを取っていくべく知的財産政策を組み立てる必要がある。**

基本方針を受けた政策課題の設定と実行

6月7日に「知的財産政策ビジョン」を知的財産戦略本部決定

政策課題

長期(10年)

あわせて6月7日に「知的財産政策ビジョン」のエッセンスを「知的財産政策に関する基本方針」として閣議決定3つの目標(下記)と4つの柱(次頁)を策定

世界最先端の知財国家を目指すための3つの目標

- ・ **他国からユーザーやイノベーション投資を呼び込む魅力ある知財システムを構築する**
- ・ **我が国の知財システムをアジア等新興国のスタンダードとする**
- ・ **創造性と戦略性を持ったグローバル知財人財を継続的に輩出する**

6月末に「知的財産政策ビジョン」を受けた初年度の行動計画としての「知的財産推進計画2013」を知的財産戦略本部決定

政策課題

中期(3~4年)

短期(1~2年)

【知的財産推進計画2013】

- ・ 「知的財産政策ビジョン」に示された政策課題に沿って、工程表を作成し、具体的施策(短期・中期)の内容・達成時期・実施府省等を策定
- ・ 実施状況を毎年知的財産戦略本部でフォローアップ

IV-3「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)②

今後10年の基本方針(4つの柱)

1. 企業の海外での事業活動を支援するグローバル知財システムの構築

- アジアをはじめとする新興国に審査官を相当規模で派遣し、我が国の知財制度を普及・定着させ、そのための基盤整備として、特許庁の審査体制について、任期付審査官の確保など必要な整備・強化
- 職務発明制度について例えば法人帰属、又は使用者と従業員との契約に委ねるなど、産業競争力強化に資するよう抜本的に見直し
- 技術・営業秘密保護のため産業界と政府が一体となった取組を行い、営業秘密漏えいを防ぐ環境を整備
- 国際標準化に対する戦略的な取組を強化し、あわせて国際的に通用する認証体制を整備
- 紛争処理機能についてより魅力ある制度となるよう取組
- 大学と中小・ベンチャー企業間の共同研究、大学から中小・ベンチャー企業への技術移転の促進など産学官連携機能の強化
- グローバル知財人財の育成・確保するため、工業所有権情報・研修館を活用するなど政府が主体となった取組など

2. 中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

- 在外公館やジェトロの体制・取組を強化し進出先における侵害対応支援を充実させるなどグローバル展開支援体制の拡充
- 特許料などの減免制度についての思い切った要件緩和
- 知財総合支援窓口について、ワンストップで対応するため、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連の相談にも対応できるよう相談機能強化 など

3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

- 放送番組の二次利用等を促進するため、複雑な権利処理手続きを一元的に管理する窓口機関を整備するなど、権利処理の円滑化のための取組を推進
- クラウドサービスなど新しい産業の創出・拡大に向けた環境整備
- デジタル・アーカイブ化、教育の情報化に向けた環境整備など

4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

- 海外現地放送局との提携による日本の魅力あるコンテンツの発信、産業化に向けたリスクマネー供給を促す機関の設置
- 留学等を通して国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成
- 外国人旅行者数拡大に向けソフトパワーと連携したビジット・ジャパン事業の推進
- ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)の参加拡大の働きかけ など

第一部

I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等

II これまでの取組み・実績

III この10年における環境変化

IV 政府の基本方針

V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

裾野を広げる

個人・中小企業・地域・大学
に対する重点的な支援

イノベーション
を支える

技術・研究開発(「知」)を
資産(「財」)として活かす戦略的な支援

知財システム

グローバルな強さ

「世界最速かつ最高品質」のシステムの実現
国際調和・国際貢献

第一部

- I 知財立国、知的財産戦略大綱の策定等
- II これまでの取組み・実績
- III この10年における環境変化
- IV 政府の基本方針
- V 今後の取組み課題

第二部

法改正に向けた各小委員会での検討状況等について

特許制度小委員会での検討状況

特許制度小委員会において、時代に即した特許制度の整備を図るべく、強く安定した権利を早期に確保することを実現する新たな制度の在り方、ユーザーの利便性の向上に資する手続の適正化・簡素化を進める措置等について検討を行い、以下の報告書を取りまとめた。

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書

「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」(平成25年2月)

■強く安定した権利の早期設定の実現に向けて

経済のグローバル化を背景に、我が国で早期に強く安定した特許権を取得することに対する重要性が高まっている中、権利化後の一定期間に第三者の知見を活用して特許を見直す機会を与える制度(付与後レビュー制度)を導入することが適切である。

■ユーザーの利便性向上

①特許法条約(PLT)との整合に向けた救済手続の導入

主要諸外国でPLTに準拠した権利の回復規定や優先権に係る救済の規定が整備されつつある中、我が国における救済規定はいまだ不十分であるところ、これらの規定導入に対するユーザーからの高いニーズが示されたことも踏まえ、特許出願審査請求の手続期間徒過に対する救済や、優先権に係る救済の規定を導入することが適切である。

②大規模災害を理由とする救済手続の整備

東日本大震災の発生に際し、諸外国が被災者の特許等関連手続を救済するための措置を迅速に講じたことを踏まえ、手続面での国際的な制度調和の重要性に鑑み、我が国においても、日本国内外で発生した大規模な天災地変等の被災者のする特許等関連手続が、適時に救済されることを可能とする規定を整備することが適切である。

③特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の利便性の向上について

PCT国際出願等の手数料納付手続の利便性を高めるべく、国際出願手数料及び取扱手数料並びに特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料についても特許庁へ納付することが適当である。

上記報告書の内容を踏まえ、特許法等の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。

商標制度小委員会での検討状況

商標制度小委員会において、新しいタイプの商標の保護、商標制度における地域ブランド保護の拡充及びパリ条約第6条の3への対応の在り方等について検討を行い、以下の報告書を取りまとめた。

産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書

「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」(平成25年2月)

■新しいタイプの商標の保護の導入

→「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」及び「音」からなる商標については、その保護のニーズも高まっており、適切な保護を図ることができることから、新たに商標法の保護対象とすることが適当。

■商標制度における地域ブランド保護の拡充

→地域ブランドを活用した地域経済の活性化については、商工会、商工会議所又は特定非営利活動法人が主な担い手となっているケースがあることに鑑み、これらの団体を地域団体商標の登録主体に追加することが適当。

■パリ条約第6条の3への対応の在り方

→パリ条約による国際機関の紋章等の保護義務を担保している商標法の規定について、国際機関と関係があると誤認するおそれのない周知商標等が、正當に保護されるよう、その要件を見直すことが適当。

■その他

→登録後に自他商品役務の識別力を喪失した商標の取消制度、著名商標の保護の在り方等の論点については、商標制度を取り巻く状況等を踏まえつつ、引き続き検討することが適当。

上記報告書の内容を踏まえた商標法の改正を実現すべく、改正法案の準備を進める。

第18回知的財産政策部会での審議結果

ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定への加入

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入する際の主な課題について、加入前又は加入後、必要に応じて速やかに対応し、解決することを条件として、今後数年内に**ハーグ協定のジュネーブ改正協定及びロカルノ協定に加入する方向性**が了承された。

画像デザインの保護拡充

保護対象の国際整合性、適切な権利設定のあり方等、これまでに提起された問題点を踏まえ、**意匠制度小委員会において法制面等の具体的な検討を進めることとともに、我が国企業の画像デザイン保護国における先行調査負担の実態について調査**することが了承された。

意匠制度小委員会での検討状況(平成24年7月以降)

■ 第19回・第20回・第21回意匠制度小委員会

ハーグ協定のジュネーブ改正協定・ロカルノ協定への加入に係る主な論点

- 国際公開によって第三者が意匠を実施することが可能となることから、出願人の損失を填補するために、その実施をした者に対する**国際公開に基づく金銭的な請求権を認めること**について、了承された。
- 個別指定手数料の納付方法について一括納付方式を採用すること**について、了承された。
- 出願人の出願方法の選択の幅を確保するという観点から、国際出願に関する手続方法注意事項等の周知徹底を前提に、**自己指定を認めること**(我が国出願人による我が国を指定した国際出願を認めること)について、了承された。

画像デザインの保護拡充に係る主な論点

- 米国及び欧州における画像デザインの保護の実態についての調査報告を参考としつつ、拡充すべき保護対象の範囲とその意匠権の効力範囲及び侵害行為の在り方について、具体的検討を行った。
- 保護拡充の**基本的方向性について一定の理解がおおむね得られ**、委員から出された意見をさらに整理した上で今後の検討を進めることとなった。

上記検討状況を踏まえ、ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入を前提に小委員会で検討を進めるとともに、**画像デザインの保護拡充についても、更に検討する。**

弁理士制度の施行状況等の検討について

- 弁理士法の一部を改正する法律(平成19年法律第91号)附則第6条における**5年後の検討規定**、参議院・衆議院の経済産業委員会の法案審議における**附帯決議**の趣旨に鑑み、施行から5年を迎えた本年、弁理士制度小委員会を立ち上げ、弁理士制度の施行状況等を検討中。
- 検討は、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)や知的財産推進計画2013(平成25年6月25日知的財産戦略本部決定)において、**中小企業支援**及び**グローバル対応**が要請されていることも勘案して行う。

平成19年 弁理士法改正

附則

5年後の検討規定

附帯決議

<日本再興戦略>

中小企業の国際的な知的財産戦略を支援する

<知的財産推進計画2013>

中小企業の知財活動を総合的に支援する能力の確保やグローバル対応能力の確保の観点から、弁理士の資質のより一層の向上を図る

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会の立ち上げ

- **開催スケジュール(案)** : 本年12月の中間取りまとめに向け、複数回開催予定。

